

第百九十八回国
参議院内閣委員会
會議録第十三号

令和元年五月七日(火曜日)

午後二時開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

進藤金日子君
三木 亨君

補欠選任

堀井 巖君
三原じゅん子君

四月二十六日

辞任

野上浩太郎君
堀井 巖君

補欠選任

元榮太一郎君
石井 準一君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

石井 正弘君

藤川 政人君
和田 政宗君
相原久美子君
矢田わか子君

委員

有村 治子君
石井 準一君
岡田 広君
山東 昭子君
豊田 俊郎君
舞立 昇治君
三原じゅん子君
元榮太一郎君
牧山ひろえ君
木戸口英司君
榛葉賀津也君
竹内 真二君
西田 実仁君
清水 貴之君

事務局側

田村 智子君

常任委員会専門員

宮崎 一徳君

参考人

和 光 市長

松本 武洋君

東京大学大学院
教育学研究科長

秋田喜代美君

みらい子育て全
国ネットワーク

代表

合同会社リスベ
クトイーチア

天野 妙君

ザイ代表

保育の重大事故
をなくすネット

藤井 真希君

ワーク共同代表

赤ちゃんの急死
を考える会事務

局長

本日の会議に付した案件

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石井正弘君) ただいまから内閣委員会
を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る四月二十五日、三木亨君及び進藤金日子君
が委員を辞任され、その補欠として三原じゅん子
さん及び堀井巖君が選任されました。

また、去る四月二十六日、堀井巖君及び野上浩
太郎君が委員を辞任され、その補欠として石井準
一君及び元榮太一郎君が選任されました。

○委員長(石井正弘君) 子ども・子育て支援法の
一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、四名の参考人から
御意見を伺います。

御出席いただいております参考人は、和光市長
松本武洋君、東京大学大学院教育学研究科長秋田
喜代美さん、みらい子育て全国ネットワーク代
表・合同会社リスベクトイーチアザイ代表天野妙
さん及び保育の重大事故をなくすネットワーク共
同代表・赤ちゃんの急死を考える会事務局局長藤井
真希さんでございます。

この際、参考人の皆様に一言御挨拶申し上げます。

本日は、御多忙のところ御出席をいただき、誠
にありがとうございます。

皆様から忌憚のない御意見を賜りまして、今後
の審査の参考にいたしたいと存じておりますので、
よろしく御願い申し上げます。

次に、議事の進め方について申し上げます。

まず、松本参考人、秋田参考人、天野参考人、
藤井参考人の順にお一人十五分程度で御意見をお
述べいただき、その後、委員の質疑にお答えいた
だきたいと存じます。

また、御発言の際は、挙手をしていただき、そ
の都度委員長の許可を得ることとなっております
ので、御承知おきください。

なお、御発言は着席のままです。

それでは、まず松本参考人からお願いたしま
す。松本参考人。

○参考人(松本武洋君) ただいま御紹介いただき
ました和光市長の松本武洋です。

本日は、参考人として意見を述べべる機会をいた
だき、ありがとうございます。

私は、全国市長会の子ども・子育て検討会議の
座長を務めさせていただいている立場から、今回
の子ども・子育て支援法改正案について思うところ
を述べさせていただきます。

A4判の資料を二枚用意しておりますので、こ

れに即してお話をさせていただきますと思います。

まず初めに、この法案につきまして大きく五
点述べさせていただきます。配付資料、枠組の部
分でございます。

まず、私は、今回の幼児教育、保育の無償化と
いう大きな方向性、それ自体につきましては望ま
しいと思っております。総合的な少子化対策を推
進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負
担の軽減を図ることにより、全ての世帯にとって
人間の成長の重要な時期である幼児期の教育、保
育というものが利用しやすくなることから、今回
の法案については基本的に賛成の立場でございます。

二点目は、幼児教育、保育の質の確保、向上で
ございます。

子供たちの命を預かる市町村の現場では、何よ
りも子供たちの安全の確保が最優先となります。
今回の無償化に当たっては、安全の確保を大前提
として、国や都道府県とも連携協力する中で、こ
れまで以上に幼児教育、保育の質の確保、向上に
取り組んでまいります。

三点目は、法案の早期成立をお願いございま
す。

施行日が迫る中、当市の三月議会においても、
無償化に伴う財政的影響のほか、経過措置期間中
の認可外保育施設の範囲に関する質問もございま
した。やはり自治体としては、準備期間が非常に
短いことから、法案の早期成立を強く要望いたし
ます。

四点目は、法案に引き続き政令、省令等の早期
公布でございます。

十月施行ということで、市民や事業者への周知
期間を考えれば、遅くとも六月議会に関係条例を
上程することが望ましいと考えています。その

際、法案成立後に政令、省令等が公布されるのを待つてから動かざるを得ない部分が多くございいます。このように、市町村においては、非常に短い準備期間の中で、条例、規則等の整備、利用者等への周知やシステム改修等、相当な実務上の準備が必要になるため、とにかく法律、政令、省令等を速やかに確定させていただきたいと思っております。

五項目に、制度設計及び今後の運用において、現場である市町村の意見を十分に反映していただきたいということです。

今回の無償化に当たっては、昨年十二月、認可外保育施設の質の確保、向上を始めとする無償化に関する様々な課題について、P D C A サイクルによる国と地方の幼児教育の無償化に関する協議の場が設置されています。この協議の場での議論等を踏まえ、今後とも市町村の意見を十分に反映していただくことをお願いいたします。

以上が法案に対する基本的な立場でございします。

その上で、ここからは、国と地方のこれまでの協議の経過や今後に向けた課題等について意見を申し上げます。

まず、これまでの経過でございます。

政府が正式に幼児教育、保育の無償化を行うという方向性が示されたのは、平成二十九年十二月の新しい経済政策パッケージでございました。その後、有識者の検討会や昨年六月の骨太の方針二〇一八において無償化の具体化が進められてきましたが、昨年十月に至るまでの間、財源論を含む制度の全体像について、現場を預かる私ども市町村には何らの説明等もない状態が続いております。

その後、急速、国と地方の協議が重ねられることとなりましたが、平成三十一年度の予算編成期限が迫る中で、明らかになっていく自治体の負担の大きさに全国市長会の中でも非常に大きな戸惑いと強い反発があったことは、これまでの報道でも御存じかと思います。

最終的にはある程度の地方の意見が取り入れら

れたという点において一定の評価をしたいと思っておりますが、政府の考える無償化の全体像が確定したのは昨年十二月末であり、施行まで一年を切った時期となったことについては現場にとって非常に厳しい日程であったと言わざるを得ません。

地方分権の観点からも、政策形成過程において財源論、方法論共に地方との協議がなかったことは誠に遺憾であり、今後、地方に関する政策立案の際には十分に地方の意見を尊重し、合意形成の上で施策を遂行することを強く要望いたします。

次に、幼児教育、保育の質の確保、向上でございします。

私は、今回の法案については、無償化と並行して幼児教育、保育の質の確保、向上に向けた取組が行われることが前提であると理解しております。

今回の無償化の対象には、認可外保育施設等が含まれております。これは、待機児童が多い地域でやむなく認可外保育施設等を利用されている方々がいらっしゃるという事情や子育て世帯間の公平性というものを考えれば、致し方ない面があるかと思っております。

しかしながら、法の施行後五年間は指導監督基準を満たさない施設であっても利用すれば施設等利用費を受給することができるという経過措置については、全国市長会での議論においても、子供たちの安全の確保という観点から強い懸念が出されました。

そのような自治体の懸念の声を踏まえ、市町村が定める条例によって経過措置期間中の無償化の対象となる認可外保育施設の基準を定めることができるという内容が設けられております。この規定については、地域ごとに様々な保育需要、待機児童の状況があるということを前提に各自治体の判断で対象施設の範囲を決められる内容であり、地域の実情に応じて質の確保、向上を図ることが可能になるものと理解しております。

さらに、経過措置については、法施行後二年後の見直しに向けた検討規定が設けられておりま

す。法案全体についての施行後五年後の検討規定も含め、それぞれの時点において具体的な達成イメージを持ち、質の確保、向上に向けた取組を推進していくことが必要と考えています。

私は、幼児期が人間の成長過程において極めて重要な時期であることを踏まえれば、これまで自治体が国と共に進めてきた認可保育施設での受入れ拡大を進めていくことが目指すべき方向だと考えています。国においては、認可化を推進する自治体の後押しとなるよう予算確保や取組を講じていただきたいと思います。また、認可外保育施設等が速やかに指導監督基準を遵守し又は認可施設への円滑な移行が図られることが重要であることから、国においては必要かつ十分な支援をお願いいたします。

あわせて、認可外保育施設等の実態を正確に把握し、児童福祉法に基づく届出の適正化を図るとともに、市町村と都道府県が認可外保育施設等の情報を速やかに共有するための仕組みを構築するようにお願いいたします。

続いて、円滑な実施に向けてでございます。

今回の無償化は、保育サービスの利用者によって対象サービスが異なります。施行までの準備期間が短いことから、国や都道府県において国民、市民が理解しやすい資料を作成、掲載いただくなどの対応を行っていただきたいと思っております。

また、法案により新しく創設される施設等利用給付は原則として償還払いになると承知しておりますが、個々の市民からの領収書を受取り取りまとめると作業は、自治体にとっては非常に事務コストが大きいものでございます。短い準備期間の中、円滑に無償化を実施するためにも、市町村の事務負担に配慮した制度設計とするともに、国においては、幼児教育、保育の関係団体等に対し円滑な実施に向けた協力等を要請していただければと思います。

もう一つ、大きな課題となるのが待機児童の解消であります。

今回の無償化が潜在的な保育ニーズを掘り起こ

すのではないかと懸念の声がございします。国においては、無償化に伴う保育需要への影響を見据え、待機児童の解消に向けて更なる処遇改善や研修の充実等による幅広い保育人材の育成、確保、施設整備費等に対する財政措置をお願いいたします。

また、在宅で育児をする世帯を始め、無償化対象とならない子育て世帯との子育て支援の公平性への配慮もお願いいたします。

最後になりますが、私たち市町村は、全ての子供たちの健やかな育ちを目指し、日夜、子供たちを中心とした支援策を創意工夫し、その実施に邁進しております。今回の幼児教育、保育の無償化のほかに、児童虐待防止対策や子供の貧困対策、放課後児童健全育成事業、子供の医療費に係る助成制度など、重要な子ども・子育て施策を数多く実施しています。こうした施策の更なる充実に向けて、国による支援の拡充について改めて要望させていただきます。私の意見といたします。

御清聴ありがとうございました。

○委員長(石井正弘君) ありがとうございます。

次に、秋田参考人をお願いいたします。秋田参考人。

○参考人(秋田喜代美君) 東京大学教育学研究科長の秋田喜代美と申します。

お手元に資料は配付してございませんので、口頭でお聞きいただければと思います。

このような場で意見を述べさせていただく機会をいただきましたことを大変有り難く思っております。

私は、幼児教育や保育の質の在り方、そしてその向上に関する調査研究を行っております。また、OECD、国際経済協力機構の乳幼児教育ネットワークの常任理事、ビューローを今年二月まで担当をいたしておりました。このような背景から、今回の幼児教育、保育の無償化につきまして、大変望ましいことであると考えておりまして、

意見を述べさせていただきます。

まず、幼児教育の無償化、保育の無償化の政策には、大きく、少子化対策、保護者支援ということと、子供たちの発達への幼児教育、保育の重要性という二つの観点からの効果を説明することができます。

一つ目は、衆議院内閣委員会におきましても松田茂樹参考人が指摘されているところでありすけれども、子育て、教育負担の軽減という親世代の支援という現世代投資であります。第一子を有している人が第二子以降の出産希望を持つという意味での現世代の投資があります。

また、私も研究者として参加いたしましたので、二〇一六年から現在、ゼロ歳児から子供たちの発達を毎年追跡をいたしておりますが、その二〇一六年の三千人を対象にした調査におきまして、その父親及び母親も、約七割の保護者もつと子供を持ちたいというふうに回答をいたしております。

それと同時に、もっと欲しいが難しいと答えておりまして、その理由は、上位から、第一位が子育て、教育の費用負担、第二位が身体的な負担、第三位が仕事との両立負担を挙げております。

この第一位の子育てや教育にお金が掛かるという理由は、父親も母親もほぼ八四％が挙げている点でございます。

この意味で、幼児教育、保育の無償化は、子育て世帯の保護者支援として大きな意味を持つていというふうに言うことができます。

そして、二つ目でございますが、幼児教育、保育の無償化に関してこれが最も重要な点だと私は考えております。それは、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、人が生涯にわたる幸福やウェルビーイングというものをもたらすということでございます。これは日本の未来社会形成への寄与、つまり少子化社会の中での次世代投資としての効果を持ちます。

国際的に見て、幼児教育は生涯における学び方の基礎を培う時期でございます。そこで言う教育というのは、いわゆる知的な能力の育成という側

面だけではありません。非認知能力、社会情動的スキルと言われるように、他者と共にうまくやっいていく共同性、また他者への思いやり行動、そして自分の感情をコントロール、抑制し、そして集中して目的に向かって取り組むような自己調整能力というものの育成に大きな効果を安定的にもたらします。

この知見は、二十年、三十年にわたって人の発達を追跡してきた長期縦断研究と呼ばれる研究方法によって得られた結果であります。既に欧米や中南米などの数多くの国で行われた百以上の研究を、知見を集めまして、その知見をメタ分析と呼ばれる方法を用いて出されたものです。つまり、安定的で信頼できる、世界的に得られている知見であると言いうことができます。そして、これらの知見を踏まえて、既に実際にフランスやイギリスや韓国、それからルクセンブルクやチリ等でも無償化を実施しております。

幼児教育は、今申しましたように、認知及び非認知能力とともに、皆様もお感じだと思いますが、体力や、そして運動能力の育成という点でも、生涯にわたる心身の健康な生活のためにも極めて重要であります。OECDやユネスコ、EU等の出版している刊行物等でもこの知見が既に紹介、報告され、幼児教育の持つ長期的な効果や社会政策の重要性が国際的に共有されてきています。

幼児教育への投資効果は、既にノーベル経済学賞を受賞したジェームズ・ヘックマン教授のデータが有名ですけれども、それは、経済的に恵まれないなどのハンディを持つている子供たちに対して効果があるということを示しています。しかし、その後、それらの階層だけではなく、経済的に中流以上の家庭の子供であっても、この幼児教育がとても効果を持つていことを全米幼児教育研究所のステイブン・バーネット教授が明らかにしています。特に、二歳、三歳から五、六歳の時期において、同年代の子供たちとの集団での幼児教育、保育が自己調整能力やコミュニケーション

ケーション能力の基礎となる語彙力の発達に大きな影響を与えるということが明らかになっています。つまり、二、三歳頃からの重要性が言われてきていということになります。

格差なく、落差なく、段差なく、つまり、子供たちに家庭の経済格差や地域間の格差なく、そして、あらゆる子供たちを落とさずこすことのない落差なく、幼児教育や保育を行うということが小学校以降への円滑な移行を段差なく可能とするものと考えられます。

そして、これらの長期縦断研究からは、子供たちの個々人への効果と同時に、社会的にも青年期や成人期の非行や犯罪率の低下、また成人の心身の不健康の予防等の効果があるということから、幼児教育は個々人だけではなく社会保障のコスト全体の低下にも影響をもたらすということも示されてきています。

このように、幼児教育、保育の重要性は古くから現在まで認知されてきております。幼児教育の普及率が我が国は既に高いわけですけれども、無償化することによって、出生率を始め、どのような効果が、どのような子供たちに対して、どのような保育や幼児教育にもたらされるのかということとを、きちんと政策効果の検証を行っていくということが今後中長期的に必要なことであるというふうに考えております。

また、どんな園であつても保育や幼児教育の施設に通えばいい、保育を提供されればいいということでは全くありません。園での幼児教育や保育の質、つまり、子供にとつてどのような経験が園でなされているのかということが子供たちの発達にとつて大きな影響を及ぼすということもまた実証的に明らかにされてきています。

例えば、オランダやイギリス等の国では、国のナショナルカリキュラムにのつとつて計画的に実施される保育実践というものが良質な保育の質をもたらすということを示しています。そして、それは、いわゆる施設形態や施設類型の種類によらず、何よりもカリキュラムという実際に子供に対

して行われる教育内容が具体的にどのような形で実践されているのが大事であるという知見を示しています。

我が国でも、幼稚園教育要領、保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領が今回同時に改訂されました。これからの時代に求められる資質、能力の育成のために、小学校以降の新学習指導要領の改訂と一貫した形でカリキュラム、発達の連続性を保障するカリキュラムの改訂がなされていきます。

それらが実際にどのように幼児教育や保育の場で実践されているのかという質のモニタリング、つまり質の吟味や評価を行い、それによって各園や自治体が更なる質の向上に取り組むというサイクルを生み出していくということが幼児教育の無償化では特に重要であり、必要であろうというふうに考えております。

一定の基準の質を整えることを質の確保と呼びますが、質の確保の重要性は言うまでもありませんが、確保だけではなく質の向上に取り組む仕組みをつくり上げていくということが今後の幼児教育、保育の無償化とセットで考えられるべきことだと考えております。その際にも、質の向上のためのモニタリング、評価や監査に関して、国、自治体、園が何をどのように行うのかということに関して、これから更に具体的に検討を行っていくことが必要であろうと思います。

また、このカリキュラムを実際に行うのは専門家である保育者や園職員です。そのためには、保育者の専門性向上のための研修というものがとても大事です。子供の発達に最も影響を与えるのは保育者の研修であるということとを二〇一七年にOECDは指摘しております。保育者が働き続けたいと思ひ、キャリアを積むことが保障されるような給与体系、そして労働環境、専門家としての学び続けていく研修体系を併せて考えていくことが必要になるというふうに考えております。また、これらを支援する自治体や大学の役割も考える必要があろうと思います。

おむつの子がいますので、おむつの園内処理がこんなに有り難いというふうに思うことが新しい発見でした。荷物が軽くなるという点は一つなんですけれども、家で使用済みおむつをごみの日までに保管するというスペースと臭いの問題も解決しました。

保育園のママ友からも、これ本当にすごいと、これ訴えてくれた人、実行してくれた人に感謝状を贈りたいなどという声が上がります。何より保育士さんからお礼の言葉がたくさん聞こえてきました。子供ごとに仕分をしなければいけないので、それをまた二度も三度も触るということですが、一つのバケツに放り込むだけでいいという作業自体がこんなに精神的にも実務的にも楽になるんだということに大変自分自身も驚いたという声を私も複数いただきました。これは、保育士さんと保護者の困っているという視点から課題解決された好事例だと思っています。

ちなみに、武蔵野市におけるごみの回収の対象施設は六十七施設、予算は年間二千四百三十三万円を計上しております。さらに、この回収ですけれども、保育園に限らず、高齢者介護施設などでおむつの処理についても同時に行政負担で回収されることで介護職員のストレスを緩和させることにもつながるのではないかなというふうに考えております。

三点目は、お話をしまして、高額所得者優遇なんじゃないの、不公平なんじゃないの問題です。今回の三から五の幼児教育、保育の無償化は、皆様御案内のとおり、上限が二万五千七百円で幼稚園の利用者、認可保育園の利用者は全ての人が無料となりました。御存じのとおり、応能負担の認可保育園が無償化ということは、高額所得者に対してより多くの財源が投入されるということなんです。つまり、より格差拡大を生む制度になっているのではないのでしょうか。税のシステムそのものが何のためにあるのかという原点に立ち戻ると、税の再配分としての機能がなされていないように感じています。

また、多くの保護者からは、保育料を払うから保育士さんの処遇を上げてあげてよですとか、もう払うものは払うという声も届いています。

また、幼稚園は上限が二万五千七百円ですが、保育園の方が長く預かってくれて、さらに無料ということですので、幼稚園世帯の視点から若干不平等な政策と言えるのではないのでしょうか。

また、新聞社の調査によれば、四割の幼稚園が値上げを検討されているということがあります。既にこの委員会でも保育料の変更の理由を保護者に説明することを義務付けるとしているようですが、どんな理由ならオーケーなのか、どんな理由なら駄目なのかでしょうか。それなら、公定価格で決まっている保育料を上げられるのでしょうかという点が疑問です。幼稚園の便乗値上げに関する説明がまだまだ不十分、議論が不十分ではないかなというふうに感じております。

四点目は、給食費の外出しの問題です。

給食というのは現物支給でございます。今まで保育料に含まれていた給食は無償化の範囲から外されるため、改めて園ごとでの徴収となります。給食費の別途徴収となりますと、数年前に起きた小中学校での給食費未払問題、大きく報道されましたが、それが再燃するのではないかと大変危惧しております。

現状、多くの民間事業者が参入している保育業界において、更なる事務負担が増え、保育園の先生が徴収の業務の一端を担うことになれば、またその精神的負担はより保育士の仕事を困難にさせるのではないのでしょうか。義務教育化されている小中学校でさえこのような状況にもかかわらず、なぜ公助から逆行するような方向に行くのでしょうか。

そもそも、小中学校給食費も無料であれば願うものです。なぜ無償化の対象から外してしまっただ給食現物支給、これは我々保護者の観点から保育士の観点からも疑問の声が上がっています。さらに、五項目ですけれども、指導監督基準を

満たさない認可外施設が無償化の対象という問題です。

今回の法律案では、秋田先生もお話ありましたけれども、指導監督基準を五年間クリアしなくてもいいという施設が対象になります。しかしながら、認可外施設での死亡事故が多く起きている中、指導監督基準すら守れない園が無償化の対象とするのはいかなるものかというふうに思っています。公費が入るといことは親たちの警戒心を解くことにもつながります。

そもそも、認可保育園でさえ園ごとの格差は余りに激しいです。先日認可保育園で保育士の一斉退職がありました。保護者は、怪しいかな、大丈夫かなと不安に思っているも、現状、保育園を選ぶことができない状況です。三歳児は保育士一人に対して二十人の幼児です。これを聞いたヨーロッパの教育関連の人が、日本の保育士は羊飼いなのかと言ったそうです。最低基準である、OECDの基準の最低の最低を守れない指導監督基準、これも満たせない園を五年間も猶予していいのかというのが甚だ疑問でなりません。

最後、六項目ですけれども、無償化が届かない未就園児、無園児問題です。ページでいいますと二十六ページになります。

三歳から五歳は多くの園児が幼稚園、保育園に通っているというのですが、現在十三・七万人の子供たちがどこにも通っていないという状況です。この理由について、北里大学の可知悠子氏の研究によりますと、三歳以降の未就園は、低所得、多子、外国籍など社会経済的に不利な家庭、発達や健康の問題を抱えた子供が多い傾向が明らかになったとしています。彼女の論文の最後に政策提言がありますので、二十七ページを御参照ください。

無償化の恩恵が届かない無園児は、最も困っている社会的に不利な家庭にあるということです。無償化になっても、その制度の存在を知り得ない人たちにどうやってアウトリーチするのでしょうか。是非これは対策を検討いただきたいと思いま

す。

繰り返しますが、無償化自体は悪い政策ではありません。韓国、イングランド、フランス、既に幼児教育が何年も前から無償化になっています。先進国から後れを取っている日本としては、ようやくここまで議論の俎上に来たことは大変喜ばしいことです。ただし、税の再配分という観点からも、女性活躍という観点からも、国難である少子化という観点からも、待機児童が多数いる中で、無償化の現状の実施では大きなクエスチョンマークが付くところです。

そもそもこの法律の目的は、国難とされた少子化を克服するためのものとお聞きしております。本当に国難だと思ふのであれば、なぜ少子化になってしまったのか、なぜ子供を産まないのか、その原因が幼児教育の教育費にあるからなのか、もっと検証をすべきと考えます。

私たち親は、よく、自分で産んだんでしょ、選んだんでしょ、それを選択したんでしょといつも自己責任論を押し付けられています。正直、私も三人子供がいますが、子育てがこんなに困難の連続だとは知りませんでした。仕事と子育ての両立がこんなにも大変だとは誰も教えてくれませんでした。私も、私の子供たちには毎日、生まれてきてくれてありがとうと言いますけれども、でも本当に苦しい思いの連続です。

本当に少子化を克服したいのであれば、男性の家庭進出や労働時間の規制、子育て予算の拡充、高等教育の無償化、もっと言うのであれば、多く子供を産んだ世帯は、極端なことを言えば年金の支給額が増えるよというぐらいの政策にしたいのだと思います。子供を産み育てることへの不安やプレッシャーを取り除き、産んだら得をするよねと思える制度にしていかなければ少子化は克服できないのではないのでしょうか。

恐らく、今回の法案は賛成多数でこのまま可決してしまうかもしれませんが、実施後もきちんとウオッチしていただき、是正していただくことを求めています。

企業活動においては今トライ・アンド・エラーといつて小さく挑戦していくことが主流ではありますけれども、子供の命にトライ・アンド・エラーは許されません。今後とも、本件に関して注視いただくよう、重ねてお願い申し上げます。

以上となります。ありがとうございます。

○委員長(石井正弘君) ありがとうございます。

次に、藤井参考人をお願いいたします。藤井参考人。

○参考人(藤井真希君) 藤井と申します。よろしくお願いいたします。

このような機会いただきましたことに、まずは感謝申し上げます。

私は、保育事故の遺族の一人として、娘を亡くした経験から保育の安全と事故防止の活動をしている者です。保育や教育関係の専門家の方と共につくる保育の重大事故をなくすネットワークの共同代表をしております。また、赤ちゃんの急死を考える会は、主に事故当事者や弁護士などで構成する会で、私の活動の原点になっている団体です。

今日は、保育事故の当事者、また保育所保護者の立場から意見を述べさせていただきます。

資料の説明をさせていただきます。こちらのパワーポイント、スライドが印刷したものが四ページ分、そして別で写真が入ったこちらは、ベビーシッターの基準を今検討されている委員会の方に意見を提出させていただいたものです。裏表です。さらに、三月の二十二日と今日の午前中に厚生労働省、内閣府の担当の方に申入れと面談をしていただいた、そちらの要請の書面になります。限られた時間ですので、本日のお話はこちらのパワーポイントのスライドの方を使っていきたいと思っています。

今日お伝えしたいことは、大きく二点です。スライド番号二番を御覧ください。

一つは、基準を満たさない認可外、ベビーシッ

ターやファミリィ・サポーター・センター、いわゆるファミサポなど、保育とは言えない託児の事業も今回のいわゆる無償化制度の対象にすることについて、その妥当性をよく検討していただきたい。そして、二つ目は、もし対象を広げることが公平性の観点などどうしても必要だということなのであれば、質の面での公平性もしっかりと担保していただきたいということです。

以下、理由を御説明します。

私の娘の事故は、ファミサポ事業を利用中のことでした。今回、ファミサポ事業も一部無償化の対象とされている一方で、まだ余り議論がされていないようにも思えますので、まず事業と娘の事故の紹介をさせていただきたいと思います。

ファミサポ、このように市民間での子供の預かり、地域の相互援助活動と呼ばれているんですけども、それに関する連絡や調整を行政が行う国と自治体の事業です。平成二十七年程度からは地域子ども・子育て支援事業として実施されています。

娘の事故について、今日はより現実のこととして捉えていただきたいという思いで写真を持ってきました。こちらになります。(資料提示)これ、同じ写真ではあるんですけど、事故当日の朝の娘の様子です。まさに預けに行く直前の元気な姿です。最後の笑顔の写真になってしまいました。こちらは事故後の写真になるんですけども。

スライドの四番を御覧ください。こちらに概要をまとめました。

二〇一〇年の十一月、大阪府八尾市のファミサポ事業を活用し、当時生後五か月だった私の娘、さつきの預かりを依頼しました。母親である私の通院中の一時間の利用でした。紹介された援助会員の女性は、当時四十代の後半、子育ての経験はおありでしたが、保育の資格は持っていませんでした。

私が一時間後に援助会員の居宅に戻ると、既に

さつきは心肺停止の状態でした。どうやら泣いていたのを寝かせるためにうつ伏せにさせられ、その後きちんと見てもらえていなかったということに後に分かりました。また、後に援助会員は、うつ伏せ寝が危険だとは知らなかったというふうにも述べていました。

救急搬送先の病院で心拍は再開したんですが、脳の損傷が大きかったため意識や自発呼吸が戻ることがなく、いわゆる脳死状態になりました。その後、長期の入院と在宅生活を経て、事故の三年後に亡くなってしまいました。

当時は事故調査の制度がまだありませんでしたので、自治体も関与を拒否し続けまして、私たちはやむなく三年後に訴訟を起こすことになりました。三年の裁判を経て過失前提の和解ということになりました。

このような事故対応に苦しむ中で、同じような事故事例がほかにもあるということを知り、それが私の今の活動、事故防止の活動へとつながっていくことになりました。

二ページ目の五番の表のグラフを御覧ください。裏面に行きます。

過去十四年間で起きた保育・教育施設や事業での死亡事故の数と内訳です。実に百九十八人もの命が失われているということが分かります。

赤ちゃんの急死を考える会では、個別の事故報告書を情報開示請求して、その分析を重ねております。その結果、六番のスライドにあるような傾向が分かっています。

死亡の約八割が睡眠中に発生、約八割はゼロ歳から一歳児の事故であること、うつ伏せ寝、心肺停止状態での発見事例が多数であること、預け始めて間もない時期や初日の事故が多数であること、監視が不十分な状況下、基準違反をしていたり安全マニュアルの整備がない園で起こっている、たくさん事故が起きている傾向があること、中でも認可外施設での死亡事故の発生率は二十五倍以上と高いこと、基準違反をしている施設での事故が多いということが分かっています。

これからすると、やはりこの度の法律案の附則第四条で指導監督基準すら満たしていない施設に五年間もの経過措置を与えることは、子供の安全を脅かすことになりますし、また子供の健やかな発達の妨げになる可能性もあります。とはいえ、既に通っている子供ややむなく利用せざるを得ない子供もいるという現状ですので、公平性を図るということでもあるかと思うんですが、しかし、やはり施設には長くても二年で違反を改善いただくべきではと考えます。

左下、七番の表です。こちらは認可外保育施設への立入調査の実施状況、そして指導監督基準の適合率になります。

全体として見ていただくと、立入調査の実施自体が六割台、その中で約半数が基準を満たしていないということが分かります。これは認可外施設のお話ですが、今回のいわゆる無償化法案では多種多様な形態の施設や事業が対象に想定されています。

この多種多様な形態について、弁護士の寺町東子さんが分かりやすくまとめた図を作成されていて、それをいただいで八番のスライドに載せました。

左上の四角い枠内、これが認可保育所の保育士配置基準になります。これをベースに、それぞれ色分けがされているほかの種別での基準がどうなっているのか、ラインを引いて図示されています。

例えば、右から二つ目の企業主導型保育で見ますと、基準は認可の五〇%、つまり保育士の有資格者は二分の一でよいということです。ただ、企業主導型には違反を含めて様々な問題が今指摘されているところかと思えます。

左から二つ目のまともりでは、小規模のB型がこれと同じ基準ということになります。一方、同じ小規模認可、このグリーンの枠内であるC型なんですけど、これは家庭的保育やファミサポと同様、保育士資格を有しなくても別に定める条件などを満たすことでよいとされていて、地域によつ

ては複数の子供を預かっていることもあるそうです。

そして、一番右の認可外保育施設です。基準では認可基準の三分の一の保育士がいればよいということですが、実際には、認可以上の手厚い保育をする園もあれば、基準違反を確信的に行っているような園まで幅広く存在しています。ベビシッターもこの枠の中に入ります。

先ほど御紹介した事故の傾向から考えても、基準に満たない施設や事業はそもそも保育として適切ではないですし、無償化ということですが上限もあるということ、完全な無償化ではないということになるかと思いますが、本来はやはり認可の保育所が十分に整備されているべきです。こういった内容の差をそのままにして、全てを無償化や補助対象とすることは疑問で、国がどれも同様に安全ですとお墨付きを与えることになりかねません。

託児の事業について詳しく見ていきます。九番のスライドです。三ページ目です。

分類としては大きく三つ、子ども・子育て支援新制度の地域型保育、これは認可になるんですが、居宅訪問型保育、ただ、対象がゼロ、一、二の障害児を対象とされています。二つ目がベビシッター、これが認可外保育施設の位置付けになります。この国会の審議の中でも安全性についてたくさん質疑があつて、現在基準が検討されているところ、三つ目のファミサポなんです、これ基準と言えるもの自体が存在していません。事業の実施事項というのがあるんですが、すごくざっくりした事業の決まりというものになっていて、例えば預かる人の研修自体もここ二年ほどでやっと必須という項目が一つ、もう一つというぐらいのもので、実際、自治体にはほぼ丸投げで行われているということになっていきます。

このように、基準の有無や内容の違いの差を置き去りにしたまま全てを無償化の対象とするのは危険であり、利用者にとっても公平とは言えない

のではないかと思っています。スライド十ファミサポについて更に述べます。スライド十番を御覧ください。

一九九四年の事業開始時には、かぎ括弧二つ目、保育施設では応じ切れないような保育ニーズに対応できるようにということで、いわゆる地縁関係の地域の助け合いの範囲を想定されていたものと思われま。しかし、現在は、地域における育児の相互援助活動を推進に加えて、病児、病後児の預かり、早朝、夜間の緊急預かり、一人親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることと過剰な期待がされています。しかし、援助、預かりについての基準は、先ほど申し上げたようありません。保育者となる会員の資質、つまり意識や経験や知識、そういうものがばらばらでして、これは保育とはなり得ないと思います。

今回、保育の代替として利用が想定されているようですが、午前中に申入れということで厚生労働省の方とお話、聞いたところ、保育の代替という想定はしていないというお話がありまして、そうなんです。私たちが思ったところでありまして、基準について考えるに当たって、認可外保育施設の指導監督の基準を見ていきます。十一番のスライドを御覧ください。左下です。

指導監督の指針の冒頭の記述には、「適正な保育内容及び保育環境が確保されているかを確かを認」、「児童の安全確保等の観点から、劣悪な施設を排除するためのもの」とあります。すなわち、これを下回るものとは不適正で劣悪であるということになります。また、今回の法律案の基本理念では、全ての子供が健やかに成長するように支援、良質かつ適切なものとあります。無償化の議論をさておいても、少なくとも各事業でこの指針に見合った基準を定めることが子供の命と安全を守るためにも必要ではないでしょうか。

本来は、私は託児事業は無償化の対象から外すべきと考えていますが、どうしてもそうせざるを得ないということであれば、せめてこれだけはということを考えてきました。十二番のスライドで

す。

一、統一した研修カリキュラムの設定と受講の義務付け。二、都道府県への届出義務徹底、立入調査の実施。三、無過失補償である公的保険の適用。四、指導監督の基準並びに実際の預かり時における規定、指針の策定。実は、この四点はこちらでも意見として出したところなんです。

託児の事業をこういう指導監督全でとなると、かなりの数になりまして、徹底するにはかなりの人的、財政的措置が必要になると思うんですが、質を確保するためにはこれは必須ですし、逆に言いますと、これができないのであればやはり対象から外すべきではないかと思っています。

また、十三番に、不適格者を排除するための仕組みとしてイギリスのDBSについて御紹介しました。これは、警察の照会した犯罪歴の証明、参照や証明ができて、子供を危険から守る取組の一例です。日本でもこういう仕組みが考案されるべきではないかと思っています。

十四番に移ります。

実は、万一の事故の際の対応にも不公平が存在しています。公的保険と言える日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度にまだ加入できていない施設や事業がありまして、認可外保育施設の一部やベビシッター、ファミサポほか、無償化の対象に想定される中でも差があることになり

ます。加入の対象拡大については、企業主導型がその対象になったときに参議院の委員会でも附帯決議として出されたんですが、以降どうも進展がないようです。これを機に万一の事態への対応にも公平性を確保していただきたいと思っています。

最後になりますが、十五番を御覧ください。

本当にもう皆様御存じのように、待機児童問題には依然解消されていません。現行の認可基準でも十分とは言えない中で、やはり認可保育所の拡充を行っていただきたい。そのためには、保育士の確保、処遇の改善、配置基準の見直しというところが大事です。これは四月の衆議院の内閣委員会での附帯決議にも盛り込まれていたところかと

思います。

まとめです。十六番右下のスライドを御覧ください。

保育でないものを対象とすることをやはり考え直してください。基準の制定と指導監督の徹底で命と安全を守ってください。推奨すべきの表現でなく、法令で明確に定めて縛る必要があると考えます。劣悪な事業者を排除できる仕組みをきっちりつくってください。基準を下回る認可外への五年の経過措置は不適切と考えます。そして、保険の格差をなくしてください。

無償化と併せて、認可保育を充実させるための方策を取っていただきたいと思っています。無償化を機に悲しい事故が起こることのないように、質が高い保育が必要とされる人に公平に確保された上での無償化ということを切に願っています。

以上になります。ありがとうございます。

○委員長(石井正弘君) ありがとうございます。

以上で参考人の御意見の陳述は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。

なお、質疑及び答弁は着席のままです。

質疑のある方は順次御発言願います。

○和田政宗君 自由民主党・国民の声の和田政宗でございます。

まず、四人の参考人の方々、貴重な意見、またお忙しい中の中の本日の御出席、本当にありがとうございます。

まず、藤井真希参考人にお話をお聞きしたいというふうに思います。

私もちょうど二人の子供を育てておりまして、下の娘はまだ三歳でございます。私がこういうふうに出ずっぱりな部分というのが非常に多いものですから、例えば妻が通院をするときに、同じように、一時間どなたかに預かってもらえないか、また面倒を見てもらえないか、そういうようなことで模索をしたことはいま、実際にそういうようなものを利用したことがありま

ですので、本当に赤ちゃんの、娘さんの事故というのは本当に痛ましいというふうに私も痛感をいたしております。

その中でお聞きをしたいというふうに思うんですが、居宅訪問型の保育でありますとかベビーシッターでありますとかファミサポ等が事例としてはあるわけでございますけれども、これも含めて、また新たな制度も含めて、そういったときに安心して預けられるようにするためには既存のもの例えばどういったところを充実していく、例えば、その居宅型のものをもう少し適用範囲を広げて見てもらえるようにするとか、また全く新しい制度、運用も含めてですね、そういったものが必要なのか、そうしたところの御意見はかがでしょうか。

○参考人(藤井真希君) 御質問いただき、ありがとうございます。

託児等の事業の安全確保という観点の御質問か
と思いますが、よろしいですかね。

やはり安全に大事なものは、専門的な知識であったり、もちろん本人の資質、意識は大事なんですけれども、最低限でも保育、託児ではなくて保育、託児でもそうなんですけど、必要な知識をしつかり与えることがまずは大事なんじゃないかなと思います。その意味で、現行、基準があるものもないものもばらばらですので、それぞれの事業形態の特性に応じて、まずは、その事業に従事する人がきっちり最低限その知識や技能は得ているという状況をつくるのがまずは第一かなと思います。

○和田政宗君　ありがとうございます。

この部分についてはしっかりと、我々と党でございまして、今回述べられた意見というものを我々も踏まえてやっていく。私も同じ子育てをしている親として、藤井さんがおっしゃっていることはこれらもすべての部分がほとんどというか、私はかなり全てに近い部分がそうだというふうに思っておりますので、こういったことを受け止め、て、この後、法案がもしこの形で採決をできて成

立ということになっても、その後の政省令も含めて制度設計の部分で更にやれる部分はあるというふうに思いますので、これは与党内でもしつかりと受け止めさせていただいて、本当にこういう事故がなくなるような形でやっていきたいというふうな思い입니다。ありがとうございます。

次に、松本武洋参考人にお聞きをしたいというふうに思います。

質の確保や向上に向けた取組の部分、市長も申されておりましたけれども、これはやはり我々子育て世代においては、その部分の欲求といいますか、これは必要なものだと、そういう要望は高うございます。

自治体の首長さんとして、そういった声を受け止める中での質の確保、向上に向けた取組、どんな観点が必要か、市長としての実感をお願いできればというふうに思います。

○参考人(松本武洋君) 今、自治体として、私どもの場合は、都道府県に基本的には権限がある、指導監督の方を行っている権限、埼玉県から得て直接監督をしております。

その中で、各保育園の指導をする際に非常に今難しくなっているのが、各保育園がその人材の確保に苦労する中で、人材の流動性が高まっています。ですから、あるときは保育の確保ができていた保育園が、急に保育士が異動してしまつて確保できないというふうなことが多発しております。

ですから、質の確保が安定的に行われるためには、保育士が安定して勤務ができるような、そういった環境というのは一つ大変重要だということふう
に思っています。

それから、私ども和光市は、和光市として保育所保育の独自の指針も持っておりまして、その中で研修の制度をこれ独自財源でやらせていただいているわけでありますけれど、是非とも政府の皆様にお願いをしたいのは、この研修というのも実は市町村によってばらばらであります。私どもとしては質の高い研修をする努力をしておりますけれども、是非ともこの研修制度についても、この無

償化を機に、あらゆる保育に従事する方々あるいは預かりサービスに従事する方々が充実した研修を受けられるような、そういう施策というのを是非とも確保していただきたいというふうに考えております。

それから、私も、私も実は子供を育てていて、ついこの間まで保育園に子供がいたわけでありまして、保育所ごとの質の違いというのには、意外に保護者は一つの園にずっと行く可能性が高いですから気付いていないわけですが、我々が指導していると、先ほど各参考人からも話ありましたけれど、保育園、認可同士でも非常に質にはばらつきがございます。そして、そのばらつきをしつかりと面倒を見ていく、ケアしていくためには、やはり身近なところにある市町村が主体となつて保育園の指導監督をしていく必要があると思つております。

現在、多くのところでは都道府県がやっているわけですが、めったに來ない、あるいは來ても同僚市同士の比較というものもなかなかできないわけですので、是非ともそういうところで、身近なところで保育の質を確保するような工夫というのも大事ではないかと思っております。

○和田政宗君 松本参考人の方から研修のことに
ついてお話もございました。

参考人の方々からは、保育士の待遇、処遇、これは働く環境、また金銭、収入面も含めてというようなお話がございましたけれども、保育士の確保に当たって、これは自治体の首長、市長さんという観点からこちらもお聞きしたいんですけれども、これはどういった政策を打っていけば保育士の方々が增える、働いていただけるような環境になるか、この点についてももう少し話を聞かせたいだけだと思います。

○参考人(松本武洋君) まず、絶対的に労働市場において保育士の確保が難しくなっている中で、保育士の奪い合いという状況が現実起きております。ですから、例えば処遇改善のために公的な支出も増やしているわけでありますが、実際に

民間の保育事業者に伺いますと、例えば保育士を確保するためのサイトに登録してそこで手数料を払うとか、そういったところで多額の経費を要してしまつて、実際にその処遇改善に全部回していないような状況もあるようです。

ですから、マーケティング、いわゆる保育の労働マーケティングにたくさんの潜在保育士が戻ってきていただくような工夫というのが非常に重要ではないかというふうに思っております。今せっかく出している財源が十分に保育士に還元されていないという状況が大きな問題であると考えております。

○和田政宗君　ありがとうございます。
 それでは、天野参考人にお話をお聞きできれば
 というふうに思っております。

無償化より全入、こういった声も聞くわけ
でございまして、あらゆる施策を通じて、先ほど

質問もいたしました保育士の処遇改善、また待機児童対策も含めて、今回の無償化も含めてあらゆる手を打っていくことが私は重要である、その中で、この法案は無償化であるというふうに思っておりますので、何が先で何が後かということではなく、私は、並行してどんどん進めていかなくてはならない、皆様方の、子育て世代の意見を受けてしっかりと進める、更に進めていかななくてはならないというふうに思っております。

また おむつの話がございました。私も昨年の子ども・子育てに関する法案の審議のときに取り上げさせていただきまして、地方議員、女性地方議員が中心ではありませんけれども、そういった方々と武蔵野市で見られたような改善が進むように今動いているところでございますが、先ほど松本参考人の中のお話にもありましたが、認可保育園の格差ですね、これは子育ての様々なサポート活動をしている天野さんから見て、実感としてどういったところがあるでしょうか。

○参考人(天野妙君) 先ほど松本参考人からもありましたとおり、基本的には一つの認可保育園しか親は通わないので、そこしか知らないという状

況ですから、格差に気が付くことというのは余り
実際ないんですね。

ただ、やはり、例えば一つ、ICT化されてい
るとか写真の販売とか、細かなところを言う
とそういったところもありますし、親に対するそ
の求るところの範囲というのが大きかったり小
さかったりというのがあります。あと、例えば
運動会を全くやらない園もあれば、運動会をやる
園みたいなものもあります。

その日常の物理的な格差というところは、やは
りその中まできちんとは実際見ているわけでは
ないので、差というところはなかなか申し上げに
くいですが、やはり例えば保育士さんが先
ほど申し上げたとおり一斉に退職してしまうとい
うことは、かなり労働環境が悪いということが言
えると思うんですね。労働環境が悪いというこ
とは、つまりそれは子供に対してもいい環境ではな
いというふうに言えると思います。

ですので、現実、いつもウオッチしていて保育
の状態を見ているわけではないので、その保育の
質というところを言及するのは非常に難しいとい
ろではあるんですが、一つの指標として、保育士
の退職率ですとか、あと、いろんな保育士さんの
御意見を聞くと、この経営者、こういった経営団
体は余り例えば午睡のチェックとかそういうと
ころもちゃんとやっていないだとか、そういうよ
うなこと聞かえてきますので、そういった、今
の午睡のチェックの話は認可園に関してはちよ
つとあれですけども、そういったところが、いろ
んな声を聞き、拾い集めていくと、認可でも大き
な差があるなというのは実感として持っておりま
す。

○和田政宗 ありがとうございます。

この認可保育園の保育士の方々ももう一生懸命
やられていると思うんですけども、やはりそ
ういうような労働環境の状況によって大量退職と
いうものがあつたりですか、これはひいては、
やはり安心して子供を、じゃ、預けられるのかと
いうようなところ、認可であっても認可外であつ

てもそのほかであつても、これは質をしつかり確
保していかなければ事故が起きてしまう可能性と
いうのがあるもので、これは絶対繰り返してはなり
ませんので、そういったところをしつかり見てい
かなくてはならないというふうに思いますので、
我々もしっかりとその辺り調べていきたいとい
ふふうに思いますので、またアドバイスいただける
ところがありましたらお願いをしたいというふう
に思っております。

最後に、秋田参考人にお聞きをしたいというふ
うに思います。

少子化対策の観点からなんですが、私に子育て
を終えられた方がこういったことをおっしゃって
おりました。子育てを終えられたというのは、も
う成人して社会に出た方なんですが、是非そのお
子さんに早く、その方は、早く結婚して子供を産
んで、孫の顔を見たいという方だったんですが、
例えば、大学まで卒業した場合に、二十二とか
一年浪人したら二十三から社会に出て、そこから
社会でのスキルを身に付けて、ようやく結婚し
て、ようやくという表現が適切でなかったら申し
訳ないんですが、結婚をして、そして子供を授か
りたいということになると、やはり三十前後に
なってしまうという現実があるのではない
か。

例えば、義務教育、小学校一年生というのを一
年前倒したら少子化対策に寄与するのではない
かというようなことをおっしゃっていた方もい
らっしゃったんですが、これ、幼児期の保育の観
点から、こういったことは教育上やり得るものな
んでしょうか。お願いいたします。

○参考人(秋田喜代美君) 貴重な御指摘ありがと
うございます。

恐らく、一年義務教育を早めるということが出
生率を上げるということに直結はしないであろ
うというふうに考えられます。むしろ、子供の発達
から見ましたときに、やはり三歳から六歳ぐら
いの間は、義務教育化したとしても遊びというこ
とを中心にした活動を行っていくということが、い

わゆる小学校以上の授業という形態とは違う形で
やつぱり子供の健全な発達を保障していくとい
うようなことが重要であろうと考えております。
むしろ、少子化においては、子供を育てること
の喜びや子供を持つことの大切さというのをもち
と小中高、大学の間に、子供の命であったり、私
たちが人が育ち合う喜びということをもっと学
ぶような時間やそういう機会を増やしていく。大学
の中にもキャンパスの中に保育所があつて、そこ
で子育てをしながらも通えるとか、そういういろ
いろな姿を見ていくということが、恐らく一年義
務教育を早くするという形よりも有効なのではな
いかと思います。

○和田政宗 時間が参りましたので、これで終
わります。ありがとうございます。

○牧山ひろえ君 立憲民主党・民友会・希望の会
の牧山ひろえです。

参考人の皆様、大変勉強になるお話ありがとうございます。

さて、全国市長会社会文教委員会子ども・子育
て検討会議の今年の一月二十三日付けの意見に
は、認可外も無償化の対象とする経過措置につ
いては、法施行後二年をめどに見直す方針が示さ
れていることから、具体的な検討課題や見直し方
法に、協議を開始することとされていきます。

松本参考人と藤井参考人にお聞きしたいんです
けれども、この二年後の見直し時にどのような項
目について検討するべきとお考えでしょうか。ま
た、見直しの方法についても何かお考えがあれば
是非お聞きしたいと思えます。よろしく願ひ
いたします。

○参考人(松本武洋君) まず、二年をめどに見直
しの内容ということでございますけれど、私ども
としては、あくまで五年ではなくて二年で、全
ての指導監督基準を満たさない施設については指導
監督基準を満たしていただくべきであると考えて
おります。本来であれば、五年というスパンが長
過ぎるだけではないかと、一切指導監督基準を満
たさない施設というのはあつてはならないというの

が元々の考え方ではないかと思えます。ただし、
やむを得ない地域があるということで、では五年
ではなくて、長過ぎるので、二年の中でいわゆる
事業を運用しながらその中で課題を抽出してい
くというふうな、そういう捉え方を私どもではし
ております。

ですので、基本的には認可を目指していただく
というのが重要ではないかと思っております。

○参考人(藤井真希君) 御質問ありがとうございます。

確認させていただきたいんですけども、認可
外の施設を対象とすることの二年後の見直しの
ときに、こういったことを念頭に置けばいいとい
う質問かと思つたので、よろしいでしょうか。

そうですね、まずは、認可外保育施設の中でも
基準を満たしていない施設があることと、あと、
立入調査自体が、私の資料の中にも入れさせてい
ただいたんですけども、実施できていないとい
う、十分実施できていないという状況がありま
すので、その二年までにこの数値を、立入りの実
率を上げるような取組をどんどん進めていき
たいと思うんですが、それが本当にうまいことい
ているのかということとをまずは検証していただ
くべきなのかなと思います。

その上で、そのときの基準の充足率であつた
り、そういった数値的なデータも見ていただ
いて、今後どうするかというのをまず見ていた
いただろうのかなと思います。

○牧山ひろえ君 ありがとうございます。

認可外保育施設などの無償化は、本来、劣悪な
施設を排除するためのものであるべきだと思いま
すし、また指導監督基準を満たした施設に当然限
定するべきだと思つたんです。見直しの際には、
今回の法案質疑において指摘された保育の質と安
全について、杞憂だったのかということをしつ
かりと検証するべきだと私は思います。

指定都市、中核市を除く市町村は認可外保育施
設などに対する指導監督権限を持たないため、市
民への説明責任を果たすことができないことが各

所から指摘されております。平成三十年の十二月二十八日に公表されました幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針、これによりますと、認可外保育施設等における質の確保、向上に向けて、都道府県と市町村の間の情報共有などの強化のための方策を講じることになっております。

情報共有はもちろん重要な点ですが、果たしてそれで対策として十分なのかどうか。松本参考人に、肝腎の市町村に保育施設への指導監督権限がないことに関する御懸念と方策について伺いできればと思います。

○参考人(松本武洋君) 先ほど実は私申し上げましたが、私ども和光市の場合には埼玉県から権限移譲を受けておりまして、それでやるようになって、非常に実は、そこで様々な指導をする中で効果が出てきているというふうに認識をしております。

ですから、基本的には都道府県ではなくて市町村が担うべきところであるというふうに思いますが、一方で、私ども、実は都県境にございまして、都内の施設に行くお子さんというのがおられます。ですので、まず大事なことは、もちろん地元との情報共有も重要ですが、もともとオープンなシステムをつくっていただいて、例えば、埼玉県のお子さんなんだけれども東京に行っている場合の確認もできるような、そういう仕組みをつくっていただかないと、これは多くの自治体で困難を極めることになるかというふうに思いますし、それだけではなくて、やはり指導監督となると都県境を越えてなかなか発動するというのが難しいわけでありまして、そういうところと、とにかく地元のことは地元でしっかりと施設をケアしていくというふうな、そういう方向になってほしいというふうに考えております。

○牧山ひろえ君 松本参考人は、ある月刊誌での御発言で、今回、幼児教育、保育の無償化に関する国と地方の費用負担等の話合いがこじれた原因として、政策等で地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの、うち重要なものについて、国と地方

の協議の場における協議の対象とすることを規定する国と地方の協議の場に関する法律、この法律の制度趣旨に沿わない政策決定が行われたところにあるというふうにおっしゃっておられます。そこで、松本参考人にまたお伺いしたいんですが、けれども、なぜこのような法律の本旨に沿わない政策決定が行われたとお思いでしょうか。

○参考人(松本武洋君) これはやはり、いわゆる選挙公約とそれから政策の実行という意味でいうと、これは国政でも地方行政でも似たような問題が多発しております。要するに、選挙で勝ったから、だからその公約についてはやるというふうなことになるというものは、これは実は首長と地方議会の間でもそういう問題はよくございます。

ですので、重要なことは、やはり公約を作る、公約を検討する段階からしっかりと地方との意見交換を、これはもちろんパブリックなチャネルでそういうことができるかというところの課題はあるとは思いますが、やはり地方の実態でありますとか課題を踏まえた上で、これは政権公約も、あるいは首長の公約も作っていくようなことをしっかりと踏まえていただかないと、今後こういうふうな問題は起きてしまうのではないかと考えております。

○牧山ひろえ君 そうですね、やっぱり選挙向けの政策として、深い検討のない生煮えのまま打ち上げて、そして後から無理につじつまを合わせようとした、そういう経緯がこのような状況を生んでしまったのではないかと私は思います。保育の受皿の拡大、そして負担軽減、それに合わせて保育の質の確保、この三つの視点は何でも負けず劣らず重要でありまして、それぞれのバランスを取りながら政策を進めていくべきというのは私の考えでございます。

その視点に立つて、「保育の質に関する縦断研究の展望」をお書きになられた秋田参考人にお伺いしたいと思いますが、保育の質を確保する上で、それぞれの保育施設の具体状況を評価し、その評価に基づいての支援を行うことが必要と考え

ますが、保育の質の評価という点に関し、今の日本現状をどのように評価されておられますでしょうか。

○参考人(秋田喜代美君) ありがとうございます。

保育の質の評価に関しては、世界各国は無償化とセットで評価ということが議論されたりしておりますが、残念ながら、日本ではまだ、指導監督というところはございますが、質を評価し更に向上していくような、そういうシステムはまだ今検討されている途中であるというふうに考えております。厚生労働省、文部科学省共に保育の質、幼児教育の質の検討会が立ち上げられており、私が座長をしております。今、海外の幼児教育、保育の質の評価を各国がどのようにしているのかという報告書をこの三月に今まとめたところでございます。

今後、ただ、海外のものをそのまま入れることはできません。しかし、海外では既に質の評価というのを外部評価をして、特に質が基準以下であるというようなところは、例えばイギリスやニュージーランドだと廃止や閉室ということが指示されたり、逆に、それよりももっと上げていくために、一回、いいか悪いかというものだけではなくて、アドバイザーを付けてむしろそういう園を底上げしていくような仕組みというのを今つくろうとされていると思います。

そして、質の評価というものを外部に任せるだけではなくて、やはり自立した園や自治体から自らがどういう質を一番良い質と考えるのかというところの規定をしていくことも重要だろうと思っています。外側から物差しを当てられて、この園はいい園だ、これは低いというのではなく、まさに通っている保護者や子供、働いている保育者、そして満足される成果が上がるということが最も重要なことであり、その辺りのバランスというものが、外部からの評価ということと自己評価というところや、自立的により向上していくというところのバランスを考えていくところが、これか

ら検討されるべきところだろうと考えております。

○牧山ひろえ君 ありがとうございます。

私も、そういった海外の事例なども研究してみたいなと思います。ありがとうございます。代表質問での、無償化後、待機児童数はどの程度になると総理は予測されているのですかという私の質問に対して、総理は、子育て安心プランによる整備で無償化による保育ニーズの増大があつたとしても十分対応可能というふうに答弁しております。

この十分対応可能の意味も不明確なんですけれども、果たして無償化が待機児童数に与える影響はないのかどうか、天野参考人の御見解をいただければと思います。

○参考人(天野妙君) ありがとうございます。

先ほど申し上げましたとおり、やはり幼稚園は二万五千七百円が上限、保育園は応能負担で、自治体によって負担額は違いますけれども、多いところだと五万円ぐらいかと思えます。ですので、保育料の方が言ったらお得なわけですね。しかも、長く預かってくれて、しかも自分が働きに出ることができるといふふうになれば、やはりどっちが得かとてんびんに掛ければ後者の方がお得なわけですから、影響がないというのはちょっとなかなか判断としては難しいのかなというふうに感じております。

○牧山ひろえ君 潜在的待機児童とか隠れ待機児童の存在が顕在化する可能性については慎重に考慮すべきではないかと思えます。時間となりましたので、ちょっとこの潜在的待機児童とか隠れ待機児童についてもお伺いしたかったんですけども、またの機会にと思えます。

ありがとうございます。

○矢田わか子君 本日は、四人の参考人の皆様、お忙しい中、本当にありがとうございます。順次質問をさせていただきますと思います。まず、藤井参考人。今日は本日に、おつらい体

験も含めて、ありがとうございます。

私も昔このファミリースポーツをよく利用していた一人であります。私が住んでいた市は、同じ大阪ですけど、きちっと研修があったんですね。援助会員に対するきちんとした研修があり、それを受けた人じゃないと預かれないという仕組みがあったんです。なのに、八尾市にはそれすらなかったのかというふうなことがちよつと疑問でまづありますので、それが本当になかったのかということが一つ。

もう一つは、おっしゃるとおり、うつ伏せ寝による事故が多発しているわけなんですけど、ほかに、やっぱりお聞きしていると、保育園に預けたときに子供同士のけんかだとか転落などの事故によるけがとかいろんなことがあって、そのときに、なかなか実態調査とか、おっしゃったような保険が入っていないので公平な対応がしていただけなかった、補償がなかったというふうなこともお聞きして、結果的に被害者が泣き寝入りするというケースもお聞きしているんですけれども、その辺りのことで何か実態つかまれていることがあれば教えていただけますか。

○参考人(藤井真希君) ありがとうございます。まず、ファミリースポーツの研修についてなんですけれども、私のちよつとお伝えの仕方がまずかったのかもかもしれませんが、八尾市は研修の実施自体はしていません。ただ、その内容で会員さんの認識と行政の方の認識にずれがあって、うつ伏せ寝の研修は受けていない、いや、したというふうなことがあったということでもあります。

ただ、ファミリースポーツの研修についてなんですけれども、私の報告の中で、実施に関する実施要綱では本当にもうほほはほ何も定められていないというふうにお伝えしたんですが、研修を実施することというふうには書かれていまして、ここ二年で、項目として、まずは救命救急の実施、そしてこの度、事故予防についての講習、この二項目についてはどのセンターでも必ずやることというふうな実施要綱に入れられることになりましたが、

それ以外については規定というものがありませんので、実際の研修の実施は各自自治体に任されているという状況になります。

つまり、何らかの研修を設定するところでは書かれているんですけども、それを受けさせるであつたり、何時間設定するか何項目設定するというのが自治体によってかなりばらばらであるというのが現状です。

女性労働協会が二年に一回、今日は持ってきたんですけども、ファミリースポーツ・センター事業の活動実態調査結果というのを発行しております。ここにもいろんなアンケート集計結果で、どのぐらい研修時間していますかと、何個の項目やっていますかとというのがあるんですけど、いまだにこの二十九年の三月の報告時点で研修自体をゼロ時間とか、やつても五時間以内、二時間、三時間というところが一割、二割、三割あるということが報告されています。一方で、二十時間、三十時間以上の研修を課しているところもあるという、かなり自治体丸投げでばらつきがあるというのが現状になります。

長くなつて済みません。そして、もう一つの、ほかのいろんな事故を含めた対応についてなんですけれども、今はやつと事故調査の制度ができたところではあるんですけど、ただ、徹底されているかというところでもありませんで、大きな事故であつても報告や調査がしつかりなされていないところも、悲しいかな、あるというのが現状です。

あと、保険につきましても、スポーツ振興センターの保険はいわゆる無過失の補償なので、起こった事例について一定の補償があるんですが、これがない場合、つまり民間の損害賠償保険であつたり若しくは保険自体ない場合になりますと、その起こった事故に対して何の補償もなかったり、若しくは民間の損保保険だったら過失を前提としなないと補償が下りないというふうなこともなりますし、特に重大事故で公的な無過失補償がなければ、民間の損害賠償保険を適用するには

まずは保育者側が過失があつたということを証明しないといけないので、そういった意味で、当事者同士がもめてしまうというか、本当のことがなかなか上がつてこないというふうな現状もかなり実際私もたくさん目の当たりにしていますので、なかなか問題が多いところかなと思います。

長くなつて済みません。

○矢田わか子君 御丁寧にありがとうございます。託児事業については、おっしゃられているとおり、ほとんどこの調査もろくにされていないというところで、なのに今回、無償化にそこも踏み切るというところについて私たちも同じような課題意識を持っていますので、是非ともまた現状を教えてください。国会の議論にも反映させたいなと思っています。ありがとうございます。

続いて、天野さん、今日はありがとうございます。いつもいろいろな資料も提供いただき、大変有り難く思っています。

特に天野さんにお聞きしたいのは、保育士の確保のところが一まずあります。おっしゃったとおり、処遇の改善といつても、処遇は給与だけではない、労働環境そのものなんだというふうなことがあつたと思います。おむつの話ありましたよね。持つて帰らなくなっただけでも楽になつたと、それは保護者もだし、保育士もだ。ほかにも、何ですか、毎日書いてある記録ノートみたいな、ああいうもののやり取りとか、たくさんそういう声があつて天野さんのところには上がつてきているというふうなふうに思っています。特に保育士の確保について何が一番効力を上げるといふふうな、いろんなその分析から思われているのかというのが一つ。

もう一つは、無償化によつて、無償化よりも、やつぱりもうとにかく入りたい人にきちんと入れるようにしてほしいということが天野さんのグループの一番の思いだと思いますが、でも、そこには当然安全が最低限の条件としてあるわけですね。だからこそ、お金払つてもいいからやつぱり

安全は確保してほしいんだというふうな先ほどのお声もあつたと思うんですけども、入れないから、多少安全にもしかしたら難があるかもしれないと思いつつ無認可のところを仕方なくドアをたたく、預けてしまう、そういうことがやつぱり繰り返されていくんですよ。

そういう観点から、何か過去に、まあ保護者の声とか含めて、そういうところをたいた結果、こんなことになったんだという事例があれば教えてください。お願いします。

○参考人(天野妙君) ありがとうございます。

まず、保育士の確保という点ですけれども、給与の点はやはり一丁目一番地なのかな。処遇について、お金のところですね、は一丁目一番地なのかなというふうに思います。

ただ、お金のところだけでなく、やはり保育士の皆さん、割に合わないとおっしゃるんですね。これだけの重労働で、子供と対峙しているのはすごくやがたいもあるし、子供の成長を自分の子供ではないけれども見守れるというのはすごく楽しいことでもあるし、やりがいもあるというふうなお話はよく聞きますけれども、やはり割に合わない、お給料が見合わないというところが非常に大きいので、お金のところとやはりその労働環境を見直すところ、もう本当にささいなことだと思ふんです。でも、その小さな積み上げが重なつて、例えば先ほどのおむつの話もそうですし、ノートの話もそうですし、行政書類の話もそうですし、そういう小さな積み上げが仕事を困難にさせていると思いますので、そこを進めていく必要が大きいのではないかなというふうに思っています。

あと、無償化よりも全入というふうなお話がありましたけれども、資料では無償化よりも全入というツイスターの発信が多かつたのでお出ししていますけれども、無償化の前に全入化をやはり進めなきゃいけないんじゃないかということで、そこは誤解のないようお伝えしたいなというふうに思っております。無償化はいい政策ですので、更

に予算をきちんとやはり確保するということが大事なのではないかなということだと思います。

あと、安全の確保という点なんですけれども、ちよつと御質問とマッチしているかどうかはあれですけれども、今お話、藤井さんからもありましたとおり、やはり質の面でも公平性の担保というのは必要です。

先日、仲間で勉強会をしたんですけれども、やはり保育士にもばらつきがある。要は、資格を持っていてもばらつきがあるよねという話があった。ファミサポさんも、うつ伏せ寝が駄目だという親なら誰でも知っているようなことが、駄目なことを理解していないという話もやはり出ました。なので、やはり、保育士試験の中に実技って今入っていないんですね。ペーパーテストでかなり難しいテストを受ければ受かるというもののなかで、お勉強ができる人は受かるんですけれども、実技が今試験の中に組み込まれていないということも課題の一つなのではないかなと、安全性を確保できないところがあるんじゃないかなというふうなお話が上がっております。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

続いて、秋田先生に一つ伺いたいと思います。

先ほど来から、いろいろ幼児教育というのは大変重要なものであって、OECDの研究とか欧米における幼児教育の効果等はいずれに発表されているということでもありますけれども、では、なぜ日本においてはそういったことの研究や、それに対する対応が遅れてきたのかということが疑問であります。

かつ、今回、三から五歳が結局無償化になるわけですけれども、そんな効果が上がるものであり、無償になるのであれば、いっそのこと義務教育化してしまう、幼児教育の義務教育化という議論があつてもいいのではないかと議論もあります。義務教育にしなければ、おっしゃっているように確かに少子化に対して一定の効果がないかもしれないけれども、そこに効果がなくても、

今よく言われているような幼児虐待とか、実際に行方不明児と言われる方がたくさんいて、義務教育化にひも付けしてしまえば必ず出てくるということでもあるので、チェックができるというふうな効果もあると思います。

この点を含めて、秋田参考人の御意見をお願いしたいと思います。

○参考人(秋田喜代美君) ありがとうございます。

まず、なぜ欧米等の研究を御紹介して我が国のものがないのかということに関しては、私もそのOECDのネットワークに初めて二〇一二年頃出て感じて、これはいけないと思って、それから主張して、学術会議というところやいろいろな大学の中で言って、日本で初めて東京大学に発達保育実践政策センターという、乳幼児の保育に関する学術研究をする機関が文科省の方にも厚労省の方にもなかったたので、訴えてそれを設置させていたいただいて、それが今ちょうど五年目になるうとしているところであります。

今後、やはり我が国独自のそうした調査研究をして、日本の保育のいろいろな問題の点も挙げられてきていますけれども、日本の幼児教育、保育は、海外に比べると、質が一生懸命努力して高い園も数多くあるということもあって言わせていただきたいと思います。もちろん事故は一つでも起こってはいけないんですけれども、そうした点があるうかと思っています。

特に、義務教育化の問題は、いろいろなところでも御意見がございます。先ほど御紹介した中でいえば、ルクセンブルクとかチリなどはいわゆる三歳から義務教育化と無償化をセットで行っている国になります。ただし、幼児期というのは子供の発達個人差が月齢によって随分違います。私は、二人の娘が四月生まれと五月生まれだったたので比較的大きかったです、一年間でも月齢差が大変大きくあります。

また、満三歳から、全体ではなく少しゆっくり家庭で育てたいという親の選択ということも、私

は重要な、子育ての喜びを得たり親として育ていく上で、そういう選択があるということは重要なことだと考えております。そういう意味で無償化が大事であり、義務教育化することに関して少し慎重に、今後も調査研究などをして本当にそれがいいということになれば義務というところもあり得るだろうとは思いますが、今の段階ではちよつと慎重に考えたいと思います。

以上です。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

それでは、最後に松本参考人にお伺いをします。松本参考人のお話を聞いていますと、結果としてですけれども、現場を預かるその都市の自治体と政府との間に、なかなかコミュニケーションというか今回連携が薄かったのではないかと御指摘がありました。それでも、この法案が決まれば、自治体の中で最終的に無償化の対象とするかどうかというのを決めなければいけない認可外保育施設だとか、そういうものが出てくるわけなんです。

自治体が判断するためのその基準が明確にない中で、それを決めていかなければならない立場にこれから松本参考人なられるわけです。これ、もう刃のやいばで、決めて無償化すると言えば、当然、一年目はただでも、国が持つてくれば、次の年から自治体の財政を苦しめるというふうなこともありますし、かつ、無償化にしようがしまいが最終的に保育の質は必ず上げていかなさというふうな、そういう指導監督体制の強化も国から求められるわけです。

この辺り、なかなか相矛盾することについてこれからどういうふうに取り組んでいけるのか、お聞かせいただければと思います。

○委員長(石井正弘君) 時間ですので、簡潔に。申し訳ございません。

○参考人(松本武洋君) まず、和光市においてはもう既に、待機児童の関係でいうと、この対象年齢の方の待機がここ二年間発生しておりませんの

で、指導監督基準を満たさないところについては認めない形で条例を作る準備をいたしております。

ただ、人口動態で、急激に例えばその世代の方が転入してくるとこれはまた考えざるを得ないという状況でございますので、非常に厳しいことではございますが、是非とも政府の方にも、あるいは関係者にもお願いをしたいのは、やはり、目指すべきは認可の基準を満たしたところで全ての子供の保育を受けさせたいというのが私どもの願いでございますし、少なくとも指導監督基準以下のところに子供を通わせるところは、私どもはもう最初からそこは対象にしない決意でございますけれども、これは是非全国的に目指していきたいというふうに考える次第でございます。

○矢田わか子君 ありがとうございます。

○竹内真二君 公明党の竹内真二です。

四人の参考人の皆様には、お忙しい中を御出席いただきまして、心より感謝を申し上げます。初めに、秋田参考人にお伺いをいたします。今回の幼児教育、保育の無償化というのは、子育て世代には大変インパクトのある政策だと思っております。とりわけ、三歳から五歳までの子供たちについては、所得制限を設けずに全ての子供たちを無償化の対象とするので、これまでの低所得世帯、多子世帯、一人親世帯を優先してきた幼児教育の段階的無償化の取組の対象にならなかった世帯も無償化の対象となります。

公明党が、昨年、百万人訪問・調査と題してアンケート調査を行ったんですけれども、幼稚園や保育所などに通う子供のいる方の約四割は現在の授業料、保育料などの負担が重いと回答をしていました。これまでの施策の対象とならなかった世帯にも、無償化のニーズはこのことからあるというふうに分かると思うんですね。

そこで、まず、この三歳から五歳児について今回の無償化では所得制限を設けなかったわけですが、専門家の観点から、この所得制限を設けない意義についてどのようにお考えでしょう

か。もし海外の事例等がありましたら、それも含めて教えていただけたらと思います。

○参考人(秋田喜代美君) ありがとうございます。

所得制限を今回設けないということで、今回の無償化が高額優遇だという議論もありますが、先ほどお話しくださいましたように、既に低所得世帯であったり保護世帯であったりについてはもうこの無償化の前に手厚い保障を段階的に国の方の政策で打ってきたとされているので、これで初めてある意味での公平な形というものが生まれているのではないかと考えております。

韓国においても同様の形で、やっぱり段階的に最初は始め、そして今所得制限なくやってきているというようなことでございます。

そういう意味で、今回の全世帯ということが決して世帯の所得だけではなくて、やっぱりどの子供たちにとっても必要な資質、能力を育てる機会として求められるのではないかと思います。

以上です。

○竹内真二君 もう一問、秋田参考人にお伺いをいたします。

このゼロ歳児から二歳児については住民税非課税世帯に限ることと今回しております。これを住民税の課税世帯にまで拡大するかについては、この国会でも議論があるところであります。

総理は、このゼロ歳―二歳児については、待機児童の問題もあることから、まずはその解消に取り組みつつ、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとしたと、更なる支援について、少子化対策及び乳幼児期の生育の観点から、安定財源の確保と併せて検討することと政府はしている、このように説明をされているんですね。

○参考人(秋田喜代美君) ありがとうございます。

まず、ゼロ歳から二歳というところ、まあ二歳というところが微妙なところでありましてけれども、二、三歳以降というのは仲間集団との間で学ぶということが非常に大きな意味を持っています。それ以前のところも同年代は重要であります。まずは、ゼロ―一歳の愛着を養育者をつくっていくところについては、むしろ産育休を充実して、親も親子の関係を深めていくということが非常に重要な点になるだろうと考えております。

また、私自身、やはり今回も、待機児童の問題は主に乳児のゼロ―二の問題でありまして、幼児教育の無償化の話は三から五の話で、ほとんど三から五で待機というのはいないわけですので、そこは問題にならないと思うんですが、ゼロから二に関して言えば、まずは入りたいお子さんを考えていくということが大事だと思えますし、その中でも、今後検討をしながら、例えば二歳というところに関しては、慎重に議論をしながら、今後調査研究などもしながら可能性を探っていくということは長期的に見るとあるだろうと。ただし、今は、まず待機児童がなくなる、そして産休や育休を、しっかりと親が休めるという時間を確保できるような、そういう働き方をしていくということをお優先すべきだろうと思えます。

子供の観点からいえば、イギリス等では今、二歳ということが、二、三歳という時期がとても重要だろうというような議論も出てきているということは申し添えたいと思います。

以上です。

○竹内真二君 貴重な御意見ありがとうございます。

次に、松本参考人にお伺いしたいと思います。もう既に質問出ているところもあるんですけども、今回の無償化においてはやはり、指導監督基準を満たす認可外保育所も原則対象としていまして、子供を預けていらっしゃる方もいることから、そ

うした施設が基準を満たすために五年間の経過措置期間というものを設けております。この基準を満たさない施設を無償化の対象とすることについて、やはり助かると感じる保護者の方もいらっしゃる、一方、安全性についてやはり不安だというふうに感じていらっしゃる方もいらっしゃると思います。

政府としては、無償化をきっかけに認可外保育施設の質の向上、確保に取り組むとのことなんですけれども、この指導監督基準を満たさない施設を無償化の対象に加えることについては自治体の立場からどのような御所見をお持ちか、お聞かせ願いたいと思います。

○参考人(松本武洋君) 和光市では、指導監督基準を満たさない施設というのは現在大きいところではないわけですが、やはり都心等に行きますと、指導監督基準を満たさない施設に実は社会的な弱い立場の方がお子さんを預けていらっしゃるというケースがあるというふうに、これは都心部の自治体の首長さんから伺っております。

ですから、そういったことを最初から排除してしまうと、実際問題としては、例えば夜間の深夜の労働者、風俗産業でありますとか、そういったところに従事していらっしゃる方が結果的に締め出されてしまっていますので、当面、指導監督基準を満たす努力をしていただく中で、そういったところの施設の改善を図っていきながら受け入れることについては、社会的な弱者の保護の立場からすると一定の役割があると認識をいたしております。

○竹内真二君 もう一問、松本参考人にお伺いをいたします。

認可外保育施設のうち、ベビーシッターについても今回無償化の対象となります。自宅で子供の保育をしてもらえることから、保護者にとっては子供を送迎する必要性もなく、利便性の高いサービスとなっております。一方で、外から目が届きにくいために、子供の安全が守られるように、このベビーシッターについては、当然ですが一層の

質の確保と向上が求められております。政府も、現在、この保育従事者の資格や研修受講などについて新たな基準の創設というものを検討しております。

そこで、ベビーシッターの質の確保、向上のために、こうした基準にはどのような点を盛り込んでいけばいいか、松本参考人の御所見を伺いたいと思います。

○参考人(松本武洋君) まず、研修において、当然、安全対策に関する研修というのが非常に重要であるというふうに考えております。また、特にベビーシッターの利用者については、もちろんいろんな年代の方がおられるわけなのでございますけれども、ベビーシッターのいわゆる資格というものはないわけでございますから、実際問題としてそのシッターの方がどのようなスキルがあつて、どのような研修を受けているかということが情報としてもしその保護者の方に持つことができれば、これはより保護者としてもいいベビーシッターが選べるわけでございます。当然重い研修を全部のベビーシッターに課するというにはなかなかないといけないというふうには思いますが、少なくとも、そのベビーシッターさんに関する情報を保護者としてもしっかりと得て、そしていいベビーシッターを保護者が選べるような、そういうといった情報の共有というの、もし可能であれば研修だけではなくて条件に加えていければいいのではないかとこのように考えます。

○竹内真二君 再び秋田参考人にお伺いしたいと思います。今回の就学前の障害児の発達支援に関する利用料というの無償化になります。障害児の発達支援を利用しながら幼稚園も対象に含まれております。こうした経済的負担の軽減というののも大変重要なことでございますけれども、保護者の肉体的、精神的な負担の軽減についても考えていく必要がある、そういう声も非常に多く届いております。

そこで、そうした支援の在り方について、専門

家の立場から秋田参考人の御所見を伺いたいと思います。

○参考人(秋田喜代美君) ありがとうございます。

御指摘のとおりでありまして、もちろん子供の療育や発達支援ということと同時に、その保護者の心身の負担や、それから働く時間が働いている人の場合もやはり制約を受けるというようなところでの経済的負担、また、私どもは、家族全体をシステムとして見た場合に、そういうお子さんがいると、例えばその兄弟姉妹関係のお子さん等に対しても負担が掛かってくるというのは現実でございます。そういう意味で、その障害児を持つている世帯に対して手厚い支援を早期から行っているということが非常に重要なことであろうと。特に幼児期だけではなく、そういう世帯に関して言えば、乳児期から発達の遅れ等が分かった場合には早期からの療育支援というようなことが重要であらうと考えております。

以上です。

○竹内真二君 じゃ、最後の質問になりますけれども、もう一問、秋田参考人にお伺いいたします。

昨年十一月の保育士の有効求人倍率は三・二〇倍でありました。全国で最も高い東京では六・四四倍に上っております。厚生労働省でも、今年一月から三月末までに保育士確保集中取組キャンペーンというのを実施しているんですね。保育士の処遇改善策などに関するPR活動や、保育士の養成学校卒業者や卒業予定者への呼びかけの強化など、全国の自治体とも協力をして集中的に保育士の就業促進を行ったところであります。

このように政府としても保育士確保に力を注いでいるんですが、この保育士確保の取組として更にどういふうな力を入れていくべきなのか、先ほども松本参考人、天野参考人からもそのお話がありましたけれども、秋田参考人はどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○参考人(秋田喜代美君) ありがとうございます。

す。

一つは、保育士確保ということに関しては、ほかの参考人の方々も言われたように、給与面で、男女誰もが保育士になりたくても、なかなか世帯を持つのにそれに見合う給与体系になっていないというようなことが言われているので、その保障というのはまず最低限必要であらうというふうには考えております。

ただ、それだけではなくて、やはり中学や高校のときから、保育という仕事が尊い仕事であり、小中高の教員と同様に、人を育てる同じような価値を持つ仕事だということをきちっと伝えていくということが非常に重要ではないかというふうに思っております。保育士や幼稚園教諭と小学校以上の給与の格差がOECDで最も大きいのが我が国と言われておりまして、そういう意味でも、やはり保育士に対する、その職業に対する社会的なイメージということをやっぱり広げていくということが重要であらうと考えております。

また、働き続けるためには、一、二年で辞める場合はやむを得ない人もいると思うんですが、ミドルリーダークラスややはり働き続けたいという場合に、出産や我が子を産んだ保育士がやっぱり預ける保育の場所がなくて諦めざるを得ないというような話も聞いたりしますので、そうした保育士が生涯働き続けられるような仕組みというものを、やっぱりキャリアの階段というものを長期的に考えていただくということが、若い世代にとっても、生涯働いてちゃんと見合う職業だというふうな仕組みがなければいいのではないかと考えております。

以上です。

○竹内真二君 では、時間が参りましたので、以上で終わります。ありがとうございます。

○清水貴之君 日本維新の会の清水と申します。本日は、本当にお忙しい中、貴重なお話を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、藤井参考人、お願いをいたします。

この内閣府などにお持ちされた要請書を見させていただきまして、二〇一七年に申入れ書を提出されて、一部、部分的に安全性を高める改善がされたというお話なんです。この辺り、どういった要望をされて、どういった改善がなされたのか、若干説明を加えていただくと有り難いのですが、お願いいたします。

○参考人(藤井真希君) 御質問ありがとうございます。

二〇一七年の申入れを行う前の時点では、先ほど牧山委員でしたかね、お聞きいただいたときに、済みません、違う方かもしれません。講習の規定みたいなものが講習を行うことということにされていたんですけど、その中身については二〇一七年の三月以前は全くなかったんです。必要な講習を行うことという書きぶりでした。

それについて、私たちの方の要請として、せめて救命救急の講習は必須とすべきであるし、事故防止はもちろん、子供の発達など、子供の預かりを行うという意味でも必要な研修をしっかりと義務付けるべきだというふうな申入れを行いました。七項目ぐらいたんですけれども。

その結果、二〇一七年の三月の末に実施要綱の改定がありまして、救命救急の講習については受講を必須とするというふうな改定がされたということがありました。

○清水貴之君 そういったことも踏まえて今回更に要望を出されているということだと思っておりますが、私も、やはりベビーシッターなど託児事業というのが本当にどこまでこの公のお金を使った無償化という事業になじむのかどうかという疑問を持っているところではありまして、今回挙げられているこの四点は、もうこれだけはせめてもという最低限のことだということなんです。ただ、これでも実際のところ、ベビーシッターにしろファミサポにしろ密室での出来事になってしましますが、どこまでどう守られるかというのは非常に難しいところがあるんじゃないかなというふうに思っております。

改めて、今日また午前中に要望行かれたということでして、このファミサポ事業が保育かどうかといったら、うーんというふうな反応だったということをおっしゃっていただきました。その辺りも踏まえて、これまでも要望いろいろされてきて、政府側からの反応であったり、また、それを受けて藤井参考人が感じられていることなどありましたら、改めてお聞かせいただけますでしょうか。

○参考人(藤井真希君) ありがとうございます。

私の娘の事故は二〇一〇年のことでした。自分の娘の事故をきっかけに、まずは八尾市の方に、ファミサポ事業って一体どういうふうな実施されているんですかと、預かり手の条件とか研修内容の規定とか、その辺りはどうなっているんですかというのを質問し始めて、また、私たちでも得られる情報をいろいろ検索しましたところ、ああ、基準というか決まりというのが本当にないんだなということに思い至ったところになりました。

それから、済みません、ちょっと飛んでしまいました。もう一度質問お願いしてもいいですか。済みません。

○清水貴之君 もうそのようなお話なんです。今まで要望されてきて反応とか、感じられたことなどありましたら。

○参考人(藤井真希君) ああ、そうでした。やり取りの中でのそういうの。ありがとうございます。

それで、そういうことがあったので、事故の後に、まずはしっかり基準を定めてほしい、せめて講習の内容であったり預かりの人の条件であったり、乳児を預かる人は有資格者であるべきだとか、そういったことを、もう事故の翌年、二年後ぐらいからずっと申入れを続けていたんですけれども、それでもやっと変わったのがこの二〇一七年の申入れの後だったんです。

この二〇一七年の前の七年間でもかなりいろんなやり取りをしてきたんですけど、基本的には厚

労省の方の見解としては、ファミサポは、地域の様々なニーズを満たすための地域の草の根の活動を行政として支援するものであるという前提から、援助を行う人には高い専門性は求めない。さらに、いろんな条件を付けてしまうことになり手がなくなってしまうと、事業が成り立たなくなってしまうというようにお話をよく聞きます。

なので、私たちは、一時的な預かりやそういった補助的な保育の様々なニーズを応えるという条件であっても緩過ぎるのではないかと、基準、規定がなさ過ぎるのではないかとこの観点です。七年間申入れを続けてきたわけですが、それがこの度、保育のニーズの代わりになるということなことが出てきて、それです。い、や、今までも一時預かりでも足りないです。というスタンスでやってきたんですが、この度無償化の対象になったらどうなるんですか、基準が二つになりましたよ、だったらせめて、そちらをするのであればそちら用の基準を作るといのはどうですか、いろいろなお話をすると、それは、なかなか正直まだ深いところを考えていただけないんだというの、残念ながら三月に引き続いての今日の感想でした。

○清水貴之君 確かに、ベビーシッターのことを政府に質問をしても、今基準を作っているという話なんです。十月から始まるわけですから、もう時間がない中で、果たしてこのスピード感で大丈夫というふうに思います。

お子様の本当に大変残念な事故のお話聞かせていただきました。ただ、この事故起きた、その援助会員の方というの、決して事故をもちろ起こさうと思つてされた方ではなく、これは、こういうちゃんと制度設計がされていないと、もうみんなが不幸になってしまうというか、こういうことが起きてしまう可能性が本当に高いということに改めて実感させていただきましたので、引き続きしっかり見ていきたいというふうに思います。続いて、天野参考人、一点お願いいたします。

無償化が居かない無園児問題のお話聞かせていただきました。この中で外国人のお子さんのお話もちよとお話していただけたらと思うんですけど、確かに今、入管法が改正されて、今、これも国の施策として外国人労働者を増やしていくということに進んでいるわけですね。ということは、イコール、結果的にこのお子さんたちも増えてくる、地域と一緒に生きていく必要が出てくるということですね。そういったところにもしっかりと、やっぱり国の制度として、政策としてやっていくわけですから、目を配っていかないとはいけないうふうに思っています。けれども、ただ、こういった問題が起きているというお話がありました。

現場でその外国人のお子さんたちと対峙しての何かが感じられていることと御経験などありましたら、お話を聞かせていただけますでしょうか。

○参考人(天野妙君) 私は武蔵野市の保育園に通っておりまして、認可保育園なんですけれども、保育園十年通っているものから、長年ありますと、やはり外国籍の方も同じクラスメイトにやっぱり入ってくるというわけなんです。認可に入れているので、恐らく就労ですか、もちろん申請書類が読めるお母さん、お父さんでいらっしゃるんだと思うんですけど、やはりお子さんたちがやっぱり言語の問題でなかなか園になじめなかったり、先ほど秋田先生もおっしゃっていましたけれど、二歳、三歳のときがやっぱり集団というの大事な時期にもかかわらず、言語の発達の中でやはりすごくなじむのが難しく、保育士さんがずっと付きつきりだっさされていたらとか、一緒に、一対一でないと自分の気持ちを抑えられないというような状況をよく見ております。

ですので、やはり非常に難しい問題ではあると思うんですけども、今本当に、例えば二歳児ですと六対一ですか、になりますので、そういった状況も、六対一で、例えば十二人いれば一人保育

士さんがその子に奪われてしまうと、なかなか、残りの十一人を一人で見るといような状況になりますから、そういったところもいろんなことをやはり、配置基準のところも検討が、今後その外国籍の人が入ってくるということであれば見直しが必要なのではないかなというふうに言われます。

有り難い御指摘ありがとうございます。

○清水貴之君 続いて、秋田参考人、お願いいたします。

幼児教育の重要性、生涯にわたる人格形成にとっても本当に大切な時期であるというお話を聞かせていただきました。まさにそのとおりだといふふうに思います。

ただ、保育所とか幼稚園でみんな、ほかの仲間たちと共に様々な学ば、これも大事だと思つてますが、同時に、やはり親との時間、これも人格形成とか教育にとつては非常に大事だといふふうに思います。この無償化になりますと、やはり無償化だから預けて助かるという親御さんがもうたくさんいるのもこれ分かるんですが、その一方で、必要以上にと言つたらちよつと言ひ方、語弊があるかもしれないですけども、本当だったらず預け親子で過ごせる時間があるのにもかかわらず預けようかという親が出てくる、これも実際あるのではないかとこのように思います。

この辺で非常にバランスなどが難しいといふふうには思つておられます。この親子の関係とか、一方で幼稚園、保育園で学ぶ重要性、この辺りのバランスなど、どのようにお考えでいらつしゃいますでしょうか。

○参考人(秋田喜代美君) ありがとうございます。

多分、例えば、先ほどもお話がありましたように、保育所の方が長時間で、お母さんという言葉で語られるように、親の方から見るとお母さんに見えるかもしれないけれども、本当に子供の幼児期の発達においてやはり家庭において過ごす時間が重要なものではないかとあります。

そのために、どれぐらいの時間が最も子供から見るとよいかということについては、我が国では検証がありません。しかし、例えばイギリス等無償化をしている国では、何時間無償化をするかという効果があるかといふようなことも少し検討が始まりました。

そういう意味で、今後、やはりどれぐらいの時間が妥当であるのかということ調査研究するといふことと、もう一方では、無償化になつても、やっぱり家庭の重要性といふものを、園と保護者の連携協力によつて、保護者がやっぱり園の活動にも参加して対話をしながら、その中でやっぱり子育ての喜びを一緒に園で分かち合ひながら、御家庭でもそういう子育てをやつていただくといふようなことが私は重要ではないかと。親がやっぱり親として育つためには、働き方でも両立が必要なのではないかと、親として子供に接する時間といふものがやはり重要であるといふようなことをきつと伝えていくことが必要かと思つております。

私の大学では、今、子育て親塾という、企業の中で終業後の一時間を使って働いている方々に子育ての知識をお伝えするといふ、保育園だけじゃなくて、社会全体で子育ての知識をもつと豊かに持ていただくから、キャリア形成と子育ての両立を各企業の中で考えていただくような活動も始めております。

そういったいろいろな観点から、こうしたことを考えていただくことが大事かなと思つてます。御指摘のとおりだと思います。

○清水貴之君 ありがとうございます。

最後に、松本参考人、お願いいたします。

今回、自治体ごとに無償化の対象施設を決めることができるという話で、先ほど松本参考人は、基準を満たしている施設だけに和光市としてはしていいかというお話をされておりました。としますと、やはり近隣自治体との差といふのが出てしまふわけですね。和光市、うちは何なんだ、こんな厳しいのかと、隣、東京行ったら無償だ、ただなのにと、朝霞行ったら無償で入れるのに、何だ、

和光市だけという、こういう話が出て、不公平感というものが住んでいる方には生じる可能性もあります。

でも、逆に、全部が全部ということになりますと、今度は質の担保の問題で問題が出てきまして、非常に本場に難しい選択が自治体の特に首長さんには求められる話だなというふうに思うんですけども、この辺りは松本参考人ほどのように感じられていますでしょうか。

○参考人(松本武洋君) 今回の制度設計の中にも、地域の待機児の状況等を勘案して判断するという、そういうしつらえになっておりますので、むやみに制限をするということにはならないのかなというふうに思います。また、自治体ごとに差が出てくること自体は、これは地方自治でございまして、首長側もあるいは行政側もしつかりともちろん判断する必要がありますし、また、有権者の側でもこれは判断をしていくという意味でいうと、まさに自治のいい面が働いてくれば、それが良い方向での競争につながると思います。

今回の制度設計については、非常にそういう意味でいうと一定の枠がはまった中での判断ということになりますので、自由度という意味では自治の観点からいうと多少あってもいいかなと私どもは思いましたが、私どもとしては、この制度でいこうということはいわゆる妥結をさせていただいたというところでございます。

○清水貴之君 ありがとうございます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。今日は本場にありがとうございます。

まず、秋田参考人にお聞きをします。私も、良質の幼児教育、保育を全ての希望する子供に保障する、そのことを前提に無償化をする、これは大賛成なんです。ただ、この法案は、事実上、認可外施設や認可外の事業に対して恒久的な公的給付制度を創設するという中身になっているんですね。

それで、この間の国の保育に対する政策を見て

いると、認可に対する考え方を拡大して小規模保育や家庭的保育にも拡大をしてみた、それから、最低基準をそもそも満たさないことを前提としている企業主導型保育を法律にも書き込んで制度化していくと。非常にこの最低基準ということに対する考え方がどんどん曖昧にされているというふうに思えてならないんです。

それで、お話のあった格差、落差、段差なく良質な幼児教育、保育を保障していくという、とても大切な、まさにそのスタンスで政策というのは進めていかなければならないと思うんですけども、その立場に立ったときに、今のこの最低基準の位置付け方とか、それから最低基準の中身について、これでいいんだろうかと、どうしていったらいいのかということ、国際比較もされて研究もされていらつしやるので、是非御意見を伺いたいなというふうに思います。

○参考人(秋田喜代美君) まさに言われたところだと思えます。その意味で、やはり参考人の皆さんが話されているように、やはり基本は、認可以上のやつぱり幼児教育や保育というものがあらゆる子供たちに保障されるような仕組みをどうつくっていくのか。

ただし、現在、待機児童がいたり、やむを得ない様々な状況においてこうした事態が生じているので、それをできるだけ速やかに、可及的速やかに解消できるようにやはり取り組んでいただきたいと思えますし、それから、そういうところをもっと底上げをするための仕組みというんでしょうか、認可外を認可にしていくなか、今の動きといたしまして、厚生労働省の方でもそういう政策はされていますけれども、是非その辺りをより強化していただきたいというふうに思っております。

日本の、先ほどもありましたように、一人当たりの幼児の担当の数というのは非常に多い。幼児教育無償化するんですけど、こんなに保育者一人当たりの子供の数が多き国はほかにはないというようなことがありますし、やはり負担軽減というところから、もう少し小規模に、少人

数のクラスや担当にしていくなか、配置基準を考えて、よりいろいろなところで、保育士さん等が具合が悪くなった手厚くしなければならぬときに応援に回れるような、そういう人材の確保ということがやはり必要であろうというふうに私も思います。

○田村智子君 もう一点、関連でなんですけど、秋田参考人に、最低基準といったときに今やつぱり焦点となるのが保育士の配置、これがなかなか難しく、結局、保育士が足りないから認可外みたいな形になっているところも多いと思うんですね。

そこで、だから、日本の現状というのはいろいろ深刻だというのはちよつとこおいておいて、目指すべき方向なんですけれども、なぜ保育士の配置を充実させていくことが大切なのか、その中身のなことですね、なぜ幼児教育にとって、子供たちにとって保育士の配置ということが大切なのかということ、少しその研究で得られた知見などを示していただければと思います。

○参考人(秋田喜代美君) ありがとうございます。

子供たちにとっては、安心感、安全、安心、居場所感があるということ、夢中になって遊び込める、そういう環境が保育の中でつくられるということがもう重要だということは国際的に言われていて、そういう環境をつくり出すためには、やはり保育者自身が心にゆとりがあるとか、やつぱり働きがいを感じられるような、追われるような形ではない、そういう環境を労働環境としてつくっていくことが重要だから、やはりその配置基準ということが必要になると思います。

あえて今申し上げていませんが、実は、施設の面積基準を始め、それから戸外の例えば園庭なし保育所がいいのかとか、もう言い始めればいろいろなことがあります。でも、まず一番は、安全が守られて子供が安定できる、そういう環境のために、やはり保育者、保育士の手厚い基準ということが重要だというふうに思います。

○田村智子君 ありがとうございます。

次、藤井参考人にお聞きしたいんです。ずっと皆さんから意見を聞いていて、本当にやつぱり認可がまさに最低限の条件なんだというのには本場に思うので、私は、もう時限的に認可外に公的給付制度をつくって認可への移行を促すという法案であるならば分かるんですけども、認可外の指導監督基準さえ満たさない、これに五年間、このことについて、恐らく重大な保育の事故の被害に遭われた家族の方々は物すごく言いたいことがいっぱいあると思うんです。

認可外の指導監督基準すら満たさないということがどういう意味を持つのか、そこに五年間給付がされ続けるということがどういう意味があるのか。是非もう少し、少し長めでも構いませんので、お話しただければと思います。

○参考人(藤井真希君) ありがとうございます。事故が起こっている実態、その事故情報の分析から、やはり基準を満たしていない施設での死亡事故が多いということを見ますと、本場に、基準を満たさない施設もいわゆる無償化、上限ありの補助の対象にすることは、それだけの間、子供の命を危険な状況にさらし続けるということになるんじゃないかなと思っています。

確かに、実際そこに行っているからとか、入れない子がいるからという意味で、入る入れないの観点では公平ということになるのかもしれないんですが、そこに行つた子供がどういう状況でその後、毎日毎日の積み重ねで一年、二年経過するのということを考えますと、やはり五年の間、基準すら、最低基準、命を守る最低基準すら満たさない施設で過ごすということは、それだけ命が、命の危険が脅かされている。さらに、それだけでなく、健やかな発達を保障するという観点からも、質の高い保育が受けられるという状況でなくなってしまうというふうに私たちは捉えています。

特に、御指摘いただいたように、私たちの赤ちゃんの急死を考える会の遺族は、本場に認可外の保育施設での事故が多いんです。事故の教訓が

生かされていないということに日々、本当に何ともやりきれない気持ちを持っておりまして、今回のいわゆる無償化の法案についても、驚きを隠せないと思いますか、もうどうしてという気持ちでいっぱいですので、やはり、子供の安全なんて本当はお願ひしてしまおうことではないと思っ

るんです。
保育施設や事業では命や安全は守られて当たり前であるべきなので、やはり五年の経過措置というの、私たちが特に遺族の立場からはもう受け入れられないということをお伝えしたいです。

○田村智子君 ありがとうございます。

それで、この間の質問でも、だから、そういう劣悪なところがどうしたら排除できるのかということ、和光市のようにもう条例で排除しますと言ってくれば安心なんですけれども、なかなかそうではないだろうという自治体も出てくるだろうなというところいろいろ質問しましたら、都道府県が認可外施設としても不適切だと判断をしたと、そうすると、その判断を受ければ市町村は給付の対象施設の認定を取り消すことができるんだという答弁までは出てきたんです。やっとなんて

きたんです。
ただ、問題は、自治体がそういう判断を積極的に行えるかどうかということだと思ふんです。指導監督に入ってから基準違反が分かって、それが正されるかどうか分らなかったり、じゃ、それでも不適切だという判断が本都道府県がするんだらうかということも含めてなんですけど、その辺り、自治体が劣悪施設に対して、経験も踏まえてでもいんですけれども、皆さんの会の経験なども踏まえてなんですけれども、現実にはどうかと、その辺りを少しお話しただけだと思います。

○参考人(藤井真希君) ありがとうございます。

私の活動の中でいろんなエピソードが出てきて、どれをお話しすればと思ってしまったんですけど、大阪市の認可外の保育施設で起こった事故がありまして、基準を満たしていなかったところ

があつたんですけれども、その裁判、結局裁判になったときに、大阪市なんですけれども、大阪府が、認可外保育施設だったり基準を満たしていない施設でも、一定そこに通っている人がいるから、だからといって閉鎖をするとか業務停止の命令を出すとかいうことは、その子たちのためにもできないんですみたいなことを裁判で見解として出したことがありまして、何て、何というか、ずるいといえますか、何か子供を盾に取ったようなやり方だなと正直思ったことをすごく覚えています。

おっしゃるとおり、なかなか指導監督が強く行われていないことが現状なのかなというふうには思っていますね。

命を守るためには、やはり違反に対しては厳しく対処していただかないといけないと思いますし、都道府県は監督や指導を行った結果をきちんと市町村に共有して、本都府県が劣悪なところとか不適切なところをきちんと取り締まってく仕組んでないといけないと思うんですが、私たちが目の当たりにしている現状から、そこまできちんと、まずは指導を行って、さらに共有して、本当に駄目なところを排除するというところはやっていただけるのかなと。それをしっかりと規定するよ

うなものがないと、お願ひしますねのレベルではやはり難しいんじゃないのかなというふうに懸念しています。

○田村智子君 ありがとうございます。

やっぱり、例えば、もうそれで給付金出せなくなりまよとかというのがあれば少しく出られるのかなというふうには思ふんですけれども、それがとうございます。

最後に、松本参考人になんですけど、今のよう

に、自治体の役割、確かに大きくなるんですけども、例えば認可外施設の指導監督基準を満たしているかどうかというのは都道府県が入りますよね。それで、そうすると、和光市が条例で排除しようと思つたときに、果たしてどこが指導監督基準を満たしていて、満たしていないのかと、これ

はなかなか判断を、市町村の側が今度条例では判断することになりますから、何というか、都道府県との連携とか、全部に入っていない状態で、どこを排除し、どこが排除されないのかとかというの、非常に複雑な問題が出てくるんじゃないのかというふうには思っているんですけども、その辺りはどういうふう

に今お考えになつておるか、お聞かせください。

○参考人(松本武洋君) 先ほどから情報共有の話が出ております。ここをしっかりと判断、情報共有していく仕組みというのがまず大前提としてあるわけでありますし、あとは、指導監督基準を

実と、私ども、今回の、お金を市を通してお支払をするという形になりますので、その中でいうと、いわゆる監督権限があるなしにかかわらず、その確認というのは、これはやはり市町村がやらざるを得ないというふう

に考えております。

実は、その事務負担が非常に多いございまして、ここに

て、ここに

いた

ただ、このことが本都府県に重要だと思ふに思つております。手

当てなくても我々はやらざるを得ないわけでありま

す。例えば、和光市が保育園の監督権限を県から受ける以前も、いろんな苦情があつた際に、任意ではありますけれども、私ども、立入りで職員を派遣して、そして中身チェックして

いたわけですね。

実問題として、実態としてやらざるを得ないんだけれども、それに関しては、例えば地方交付税とかそういういろんなお金が来る経費の対象になつていないものについては、結局、これ独自財源で人件費を投入して、それでやっていくことになる

ので、これは国の新たな制度の導入において財源負担を求められているのと同じような形に結果になります。

ですから、是非ともお願ひしたいのは、そういった事実上やらざるを得ないような事業に

関してのお金の手当てというのをやはりしっかりと今後検討していただいて、我々は、何しろ権

限がないから行けませんというわけにはいかないわけ

です。必ず手当てをいたします。これは、一番身近な、住民に一番身近なところにある行政として当然やるわけ

でございますので、そこについてしっかりと御支援をいただければと思つてお

ります。

○田村智子君 どうもありがとうございます。

○委員長(石井正弘君) 以上をもちまして参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様一言御礼を申し上げます。

参考人の皆様方におかれましては、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十七分散会

四月二十六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、幼児教育・保育の無償化に関する請願(第一二〇二号)

一、公務・公共サービス拡充に関する請願(第一二〇三号)

一、学童保育(放課後児童健全育成事業)の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願(第一二四三号)

一、子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに関する請願(第一二五八号)

一、幼児教育・保育の無償化に関する請願(第一二五九号)

一、学童保育(放課後児童健全育成事業)の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願(第一二六〇号)

第一二〇二号 平成三十一年四月十五日受理
幼児教育・保育の無償化に関する請願
請願者 大阪府枚方市 林崎誠 外四百九

十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第一二〇三号 平成三十一年四月十五日受理
公務・公共サービス拡充に関する請願

請願者 新潟県十日町市 本田朋子 外百九十八名

紹介議員 森 ゆうこ君

西日本豪雨災害に象徴される頻発する自然災害、格差と貧困の拡大、蔓延する長時間労働に対して、安心・安全な暮らしを求める国民の行政へのニーズが高まっている。しかしながら、それらのニーズに応える行政機関では、国家公務員が足りていない状況にある。それは、国家公務員の定員の上限が行政機関の職員の定員に関する法律（総定員法）によって厳しく制限されている上に、定員合理化計画で毎年二％（五年で一〇％以上）ずつ人員が削減され続けているためである。さらには、その定員合理化計画が二〇一九年で終了するため、新たな定員合理化計画が策定されようとしている。これでは、ますます国民の期待やニーズに応えることが困難になってしまう。一方で、脆弱になった行政体制を補完し、増加する行政ニーズに対応するため、非常勤職員が多く採用されている。その数は約七万人に上り、安定した行政運営に不可欠な存在となっている。しかし、非常勤職員の処遇は劣悪で雇用も不安定（短期）であることから、官製ワーキングプアと批判されている。二〇一八年四月から民間労働者には無期転換申込権が生じているが、公務で働く非常勤職員にはその権利も認められていない。また、期間業務職員の更新は、公募を原則とするという運用が硬直的に行われていることからパワハラ公募（人権侵害）と言われ、行政の専門・継続性にも悪影響を及ぼしている。以上の理由から、国民の権利と安心・安全を守るために、非常勤職員の安定雇用の実現と行政運営に必要な人員の確保によって公務・公共サービスを拡充することを求める。

ついでに、次の事項について実現を図られたい。

一、「行政機関の職員の定員に関する法律 総定員法」を廃止するとともに、新たな「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（定員合理化計画）」は策定しないこと。

二、国家公務員の増員によって国民の権利と安心・安全を守るために必要な行政体制を確保すること。

三、非常勤職員の安定雇用を実現すること。そのため、以下の事項を実現すること。

1 恒常的・専門的・継続的業務に従事する非常勤職員は、常勤化・定員化すること。

2 労働契約法の解雇権濫用法理や無期転換制度と同様の制度を整備すること。

3 期間業務職員の更新に係る公募要件は撤廃すること。

第一二四三号 平成三十一年四月十六日受理

学童保育（放課後児童健全育成事業）の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願

請願者 長野県上田市 清水知里 外千四百八十名

紹介議員 杉尾 秀哉君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

第一二五八号 平成三十一年四月十八日受理

子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに関する請願

請願者 山梨県南アルプス市 小笠原美穂 外四百一名

紹介議員 宮沢 由佳君

この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第一二五九号 平成三十一年四月十八日受理

幼児教育・保育の無償化に関する請願
請願者 新潟県柏崎市 三五越 外百九十

九名

紹介議員 宮沢 由佳君

この請願の趣旨は、第五三四号と同じである。

第一二六〇号 平成三十一年四月十八日受理
学童保育（放課後児童健全育成事業）の「従うべき基準」を堅持することが実現できる財政措置に関する請願

請願者 東京都練馬区 佐藤博子 外千四百十二名

紹介議員 宮沢 由佳君

この請願の趣旨は、第五六七号と同じである。

令和元年五月二十九日印刷

令和元年五月三十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C